

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月24日
【事業年度】	第34期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
【会社名】	ネットワンシステムズ株式会社
【英訳名】	Net One Systems Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 竹下 隆史
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタワー
【電話番号】	03(6256)0600
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 勝村 忠雄
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東品川二丁目2番4号天王洲ファーストタワー
【電話番号】	03(5462)0900
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 勝村 忠雄
【縦覧に供する場所】	ネットワンシステムズ株式会社関西支社 （大阪市淀川区宮原三丁目5番36号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第30期	第31期	第32期	第33期	第34期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (百万円)	153,124	153,346	174,825	186,353	202,122
経常利益 (百万円)	5,321	7,104	12,043	16,387	18,208
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,075	4,551	7,155	9,817	12,321
包括利益 (百万円)	1,553	4,369	7,385	10,014	12,466
純資産額 (百万円)	51,943	53,847	58,584	65,337	73,795
総資産額 (百万円)	102,038	102,502	121,494	135,764	155,782
1株当たり純資産額 (円)	612.64	634.47	689.97	767.89	867.48
1株当たり当期純利益 (円)	12.72	53.79	84.52	115.90	145.42
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	12.69	53.65	84.30	115.63	145.09
自己資本比率 (%)	50.8	52.4	48.1	47.9	47.2
自己資本利益率 (%)	2.1	8.6	12.8	15.9	17.8
株価収益率 (倍)	70.99	30.17	32.97	19.40	24.31
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	259	11,569	6,682	12,281	9,800
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,127	1,264	1,424	1,194	3,336
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	3,564	3,588	3,905	5,131	5,505
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	17,236	23,953	25,305	31,473	32,429
従業員数 (人)	2,284	2,317	2,294	2,431	2,560

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第32期の期首から適用しており、第31期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第30期	第31期	第32期	第33期	第34期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (百万円)	129,931	122,992	146,050	146,541	161,069
経常利益 (百万円)	4,939	5,368	9,954	13,780	14,926
当期純利益 (百万円)	833	3,368	5,734	8,070	10,147
資本金 (百万円)	12,279	12,279	12,279	12,279	12,279
発行済株式総数 (株)	86,000,000	86,000,000	86,000,000	86,000,000	86,000,000
純資産額 (百万円)	48,677	49,492	52,691	57,484	63,526
総資産額 (百万円)	95,197	94,622	110,523	120,454	137,405
1株当たり純資産額 (円)	574.01	583.01	620.38	676.41	747.02
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	30.00 (15.00)	30.00 (15.00)	37.00 (17.00)	45.00 (21.00)	64.00 (24.00)
1株当たり当期純利益 (円)	9.85	39.81	67.73	95.28	119.76
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	9.83	39.71	67.56	95.06	119.49
自己資本比率 (%)	51.0	52.1	47.5	47.6	46.1
自己資本利益率 (%)	1.7	6.9	11.3	14.7	16.8
株価収益率 (倍)	91.68	40.77	41.15	23.59	29.52
配当性向 (%)	304.6	75.4	54.6	47.2	53.4
従業員数 (人)	2,065	2,113	2,141	2,010	2,090
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	153.5 (102.3)	276.8 (118.5)	474.3 (112.5)	393.1 (101.8)	615.3 (144.8)
最高株価 (円)	980	1,875	2,905	3,295	5,140
最低株価 (円)	529	871	1,517	1,657	2,137

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第32期の期首から適用しており、第31期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

3. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

2【沿革】

年月	事項
1988年2月	コンピュータのLAN（ローカルエリアネットワークシステム）の販売を目的として東京都港区にネットワンシステムズ株式会社を設立。
1989年1月	大阪府大阪市東区に西日本事業所（現関西支社）を開設。
1990年10月	東京都北区に浮間物流センター（現品質管理センター）を開設。
1991年2月	通商産業省（現経済産業省）よりシステムサービス企業として登録・認定される。
1992年10月	愛知県名古屋市中村区に名古屋営業所（現中部支社）を開設。
1992年10月	東京都より特定建設業（電気通信工事業）として認可される。
1994年7月	東京都品川区に本社を移転。
1995年3月	米国カリフォルニア州パロアルトに、米国のネットワーク市場の動向調査や最先端技術及び商品の開拓を中心事業とする米国現地法人Tennoz Initiative Inc.（現Net One Systems USA, Inc. 現非連結子会社・持分法非適用会社）を設立。
1995年4月	茨城県つくば市につくば営業所（現つくばオフィス）を開設。
1996年3月	北海道札幌市中央区に札幌営業所（現北海道支店）を開設。
1996年4月	福岡県福岡市博多区に福岡営業所（現九州支店）を開設。
1996年5月	大阪府大阪市淀川区に西日本事業所（現関西支社）を移転。
1996年10月	日本証券業協会に株式を店頭登録。
1999年9月	シスコシステムズ社認定ゴールドパートナー資格取得。
2000年5月	広島県広島市中区に広島事業所（現広島オフィス）を開設。
2000年7月	宮城県仙台市宮城野区に東北事業所（現東北支店）を開設。
2001年12月	品質管理センターがISO9001認証を取得。
2001年12月	東京証券取引所市場第一部に株式を上場。
2002年5月	香川県高松市に高松事業所（現高松オフィス）を開設。
2004年4月	ISO14001認証を全社で取得。
2005年12月	愛知県豊田市に豊田事業所（現豊田オフィス）を開設。
2008年11月	パートナー企業との協業によりネットワーク機器の販売・設置・導入及び保守業務を行うネットワンパートナーズ株式会社（現連結子会社）を設立。
2009年2月	ISO27001認証を全社で取得。
2010年11月	個人情報保護に関するPマーク（プライバシーマーク）を全社で取得。
2012年8月	シンガポールに現地ビジネス環境の調査及び最適な支援体制の整備を目的としたシンガポール駐在員事務所（現Net One Systems Singapore Pte. Ltd.）を開設。
2013年1月	東京都大田区に品質管理センター・サービス品質センターを統合拡充。
2013年6月	東京都千代田区に本社を移転。東京都品川区に天王洲オフィスを開設。
2013年10月	ASEANを中心とした海外におけるICTに関するサービスを提供するシンガポール現地法人Net One Systems Singapore Pte. Ltd.（現非連結子会社・持分法非適用会社）を設立。
2014年10月	沖縄県那覇市に沖縄支店（現沖縄オフィス）を開設。
2016年9月	クラウド基盤ソリューションに特化したビジネスをASEAN地域で展開するAsiasoft Solutions Pte. Ltd.（現Net One Asia Pte. Ltd.）に出資。
2017年4月	クラウドネットワーキングソフトウェアパッケージの開発・販売に特化したネットワンコネクト合同会社（現非連結子会社・持分法非適用会社）を設立。
2017年7月	石川県金沢市に北陸オフィスを開設。
2018年9月	ファシリティサービスの需要に対応するため、同分野において高い技術力や豊富なノウハウを持つエクストリーク株式会社（現連結子会社）を子会社化。
2019年1月	サブスクリプションサービスの拡大のため、ネットワンネクスト株式会社（現連結子会社）を設立。
2019年4月	Net One Asia Pte. Ltd.の株式を追加取得して、同社及び同社の子会社であるNet One Asia Sdn. Bhd.、PT SCALENOW SOLUSI、ARK Virtualization Pte. Ltd.を連結子会社化。

3【事業の内容】

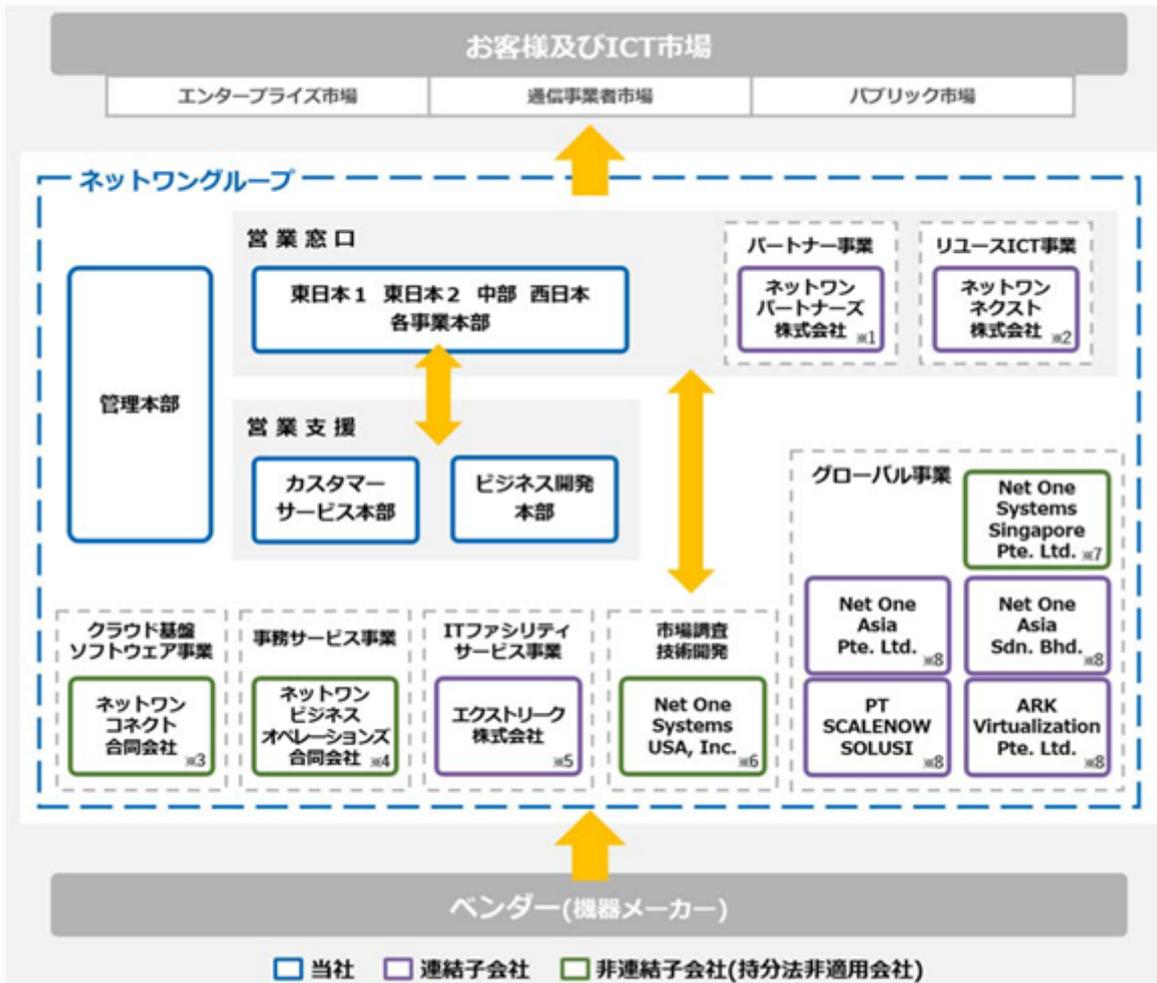
当社グループは、当社及び子会社11社から構成されており、最先端技術及び商品を利用したICTシステムの構築から高付加価値サービスの提供までを事業領域としています。

営業活動は、最適なソリューションを提供するため、対象市場を4つのセグメントに区分して行っております。営業支援体制としては、カスタマーサービス本部はシステムの運用・保守・最適化、ビジネス開発本部は製品ベンダーとの協業や技術研究などを連携して行っております。

また、連結子会社は、ネットワンパートナーズ株式会社、ネットワンネクスト株式会社、エクストリーク株式会社、Net One Asia Pte. Ltd.、Net One Asia Sdn. Bhd.、PT SCALENOW SOLUSI、ARK Virtualization Pte. Ltd.の7社です。非連結子会社（持分法非適用会社）としては、ネットワンコネクト合同会社、ネットワンビジネスオペレーションズ合同会社、Net One Systems USA, Inc.及びNet One Systems Singapore Pte. Ltd.の4社があります。

当社グループ各社の役割及び事業系統図は下記のとおりです。

[事業系統図]



- 1 ネットワンパートナーズ株式会社は、パートナー企業との協業に特化した事業を行っています。
- 2 ネットワンネクスト株式会社は、リユースICT機器の販売・設置・導入及び保守サービスを提供しています。
- 3 ネットワンコネクト合同会社は、お客様の複数のクラウドを簡便に構築、導入、移行、運用が行えるソフトウェアを開発・提供しています。
- 4 ネットワンビジネスオペレーションズ合同会社は、事務サービスを提供しています。
- 5 エクストリーク株式会社は、ICT基盤にかかわる工事・施工などのファシリティエンジニアリングサービスを提供しています。
- 6 Net One Systems USA, Inc.は、米国の市場動向調査や最先端技術及び新商品の発掘を行っています。
- 7 Net One Systems Singapore Pte. Ltd.は、ASEAN地域を中心に日系企業向けのサービスを提供しています。
- 8 Net One Asia Pte. Ltd.、Net One Asia Sdn. Bhd.、PT SCALENOW SOLUSI及びARK Virtualization Pte. Ltd.は、ASEANでのシステムインテグレーション事業及びマネージドサービス事業を行っています。

セグメントについては、下記の4つの報告セグメント及びその他の区分で記載しています。

セグメントの名称	概要
E N T 事業	一般民間企業を主なマーケットとする事業
S P 事業	通信事業会社を主なマーケットとする事業
P U B 事業	中央省庁・自治体、文教及び社会インフラを提供している企業を主なマーケットとする事業
パートナー事業	ネットワンパートナーズ株式会社によるパートナー企業との協業に特化した事業
その他	Net One Asia Pte. Ltd.、Net One Asia Sdn. Bhd.、PT SCALENOW SOLUSI及びARK Virtualization Pte. Ltd.によるグローバル事業等

また、商品群では、I C Tシステムを構成するネットワークやプラットフォームなどの仕入製品を販売する機器商品群、主にそれら機器を組み合わせたシステムに係るサポートを提供するサービス商品群の2つに分類して記載しています。

商品群	概要	主要商品
機器商品群	ネットワークインフラ商品 プラットフォーム商品 セキュリティ商品 コラボレーション商品	ルータ、スイッチ、光伝送、無線 仮想化ソフトウェア、サーバ、ストレージ ファイアウォール、認証・検疫 ビデオ会議、コミュニケーションソフトウェア
サービス商品群	コンサルティング システム設計・構築 システム保守・運用 技術者教育	コンサルティングサービス 設計、性能検証、設定サービス 障害復旧、運用代行、監視サービス 技術者教育サービス

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) ネットワンパートナーズ株式会社 (注)	東京都千代田区	400	パートナー向けICT機器の販売・設置・導入及び保守業務	100.0	当社にバックオフィス業務の一部を委託しております。 役員の兼任あり。 資金の貸付あり。
ネットワンネクスト株式会社	東京都千代田区	100	リユースICT機器の販売・設置・導入及び保守業務	100.0	当社にバックオフィス業務の一部を委託しております。
エクストリーク株式会社	東京都港区	100	ITファシリティサービス事業	100.0	-
Net One Asia Pte. Ltd.	シンガポール	2,750 千Sドル	ASEANでのシステムインテグレーション事業及びマネージドサービス事業	51.0	役員の兼任あり。 資金の貸付あり。
その他3社					

(注) ネットワンパートナーズ株式会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1)売上高	39,738百万円
	(2)経常利益	2,794百万円
	(3)当期純利益	1,857百万円
	(4)純資産額	10,604百万円
	(5)総資産額	20,567百万円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年3月31日現在

セグメント等の名称	従業員数(人)
ENT事業	375
SP事業	147
PUB事業	462
ENT・SP・PUB事業共通	457
パートナー事業	178
報告セグメント計	1,619
その他	122
保守・運用サービス支援	304
全社(共通)	515
合計	2,560

- (注) 1. 従業員数は、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
2. 保守・運用サービス支援の従業員数は、特定のセグメントに関連付けることができないため、区分表示しております。
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理・間接部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(円)
2,090	39才9ヵ月	8年11ヵ月	8,259,125

セグメント等の名称	従業員数(人)
ENT事業	375
SP事業	147
PUB事業	462
ENT・SP・PUB事業共通	369
パートナー事業	0
報告セグメント計	1,353
その他	0
保守・運用サービス支援	304
全社(共通)	433
合計	2,090

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 保守・運用サービス支援の従業員数は、特定のセグメントに関連付けることができないため、区分表示しております。
4. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理・間接部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 企業理念

「ICTの利活用を通じて、社会変革へ貢献する。」を企業理念として、当社グループは、「すべてのステークホルダーから信頼され支持される企業（アドマイヤード・カンパニー）になること」を目指しています。お客様、パートナー、株主様、社員への責任を果たし、誠実と信頼（Integrity & Trust）を信条とし、常に社会や地球の持続可能な発展のために行動してまいります。自己の判断ではなく第三者のステークホルダーの皆様から、真のアドマイヤード・カンパニーとして評価を頂けるよう、不断の努力と研鑽を続けてまいります。

(2) 経営方針

当社グループでは、企業理念のもと、健全なガバナンス体制による「継続した成長」と「顧客満足度の向上」を最大の目標としています。その実現のため、当社グループの活動全てを「統合サービス事業」と定義し、顧客のICT基盤を全フェーズで支援します。この事業の加速に向けて、組織体制及び基盤システムの強化、人材育成に取り組みます。

(3) 経営環境

近年のデジタル化の加速と今般の新型コロナウイルス感染症の拡大によって、当社グループが所属するICT（情報通信技術）市場は大きな変革期を迎えています。お客様の多くは、新事業の創出や既存事業の効率化による「事業の成長」と、テレワークに代表される働き方の抜本的な見直しによる「事業の継続」の双方を実現するために、ICTの利活用を拡大しています。

このような市場環境で当社グループが継続して成長するためには、高付加価値の創出、即ちネットワーク・クラウド・セキュリティ・働き方改革等の高品質なICT基盤の導入に加えて、それらの効果を最大化する「利活用の加速」までを一貫して支援することで、明確な投資対効果をお客様にお届けすることが必要です。

(4) 目標とする経営指標

上記の経営方針による付加価値の提供が継続的な成長を可能にするものと判断して、その経営成果の指標としては「営業利益率の改善」（10～12%）及び「売上高成長率の向上」（5～10%）を掲げております。

そして、中期的な目標として、2020年3月期～2022年3月期の3年間を対象期間とした中期事業計画（後述）にて、2022年3月期に、売上高2,200億円、営業利益210億円、営業利益率9.5%、サービス比率50.0%、ROE16.8%を目指すことを決めました。

これらの目標に対して、2021年4月27日に、2022年3月期業績見通しとして、売上高2,090億円、営業利益220億円、営業利益率10.5%、サービス比率45.0%、ROE19.2%と公表しており、営業利益・営業利益率・ROEにおいて、中期事業計画の目標を達成する見通しとしております。

（注）上記の業績見通しは、当社が現時点で合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績と大きく異なることがあります。実際の業績に影響を与える重要な要素としては、当社を取り巻く経済情勢・需要動向などの変化、為替相場の急激な変動などです。但し、業績に影響を与える要素はこれらに限定されるものではありません。

(5) 対処すべき課題及び事業戦略

当社グループは、不正事案の再発防止を最重要課題とするとともに、継続して中期事業計画に沿った事業成長を図ってまいります。

不正事案の再発防止

当社は、2019年11月に東京国税局による指摘を端緒に、同年12月13日から2020年3月11日まで特別調査委員会による調査を実施し、同月12日に特別調査委員会の「納品実体のない取引に関する調査最終報告書」を開示しました。

その後、外部機関からの指摘があり、当社元従業員による資金流用の疑義を認識したため、当社とは利害関係を有しない外部の弁護士及び公認会計士で構成される外部調査委員会を設置し、調査を進めてまいりました。当社は、2020年12月16日及び2021年3月18日に外部調査委員会の調査報告書を開示いたしました。かかる調査により、当社の元従業員が、仕入先との間の架空取引又は水増し取引を利用して、当社の資金を不正に流用したこと、当社の従業員及び元従業員が、リース会社又は仕入先に「リスク費」を保留し、原価付替を行っていたこと、当社の元従業員が、複合取引において原価付替を行っていたこと、内部監査室の実施する財務報告に係る内部統制の評価業務において不適切なサンプリングが行われていたことが判明いたしました。

また、2021年3月期第2四半期決算準備の過程において、外部機関の指摘により、上記納品実体のない取引に関し行った会計処理の一部に誤りが存在した可能性を認識したことから、当社は、社内調査チームによる事実確認を実施し、2020年12月16日に社内調査チームによる調査結果を開示いたしました。かかる調査により、当社が2020年3月に行った過年度決算訂正において、第31期から第33期の3期間にわたって計上した、納品実体のない取引に関連する立替金約51億円に係る特別損失は、一連の架空循環取引の開始時点である第29期から第33期の期間にわたって負担すべき性質を有するものであったこと、上記納品実体のない取引に関し、当社から複数業者へ流出した資金の一部が当社が売上として計上した取引にかかる役務や物品の提供に充てられていたこと、2020年3月の過年度決算訂正時において納品実体がないと認定した仕入取引の一部について、実在性があったこと等が判明いたしました。

当社は、外部調査委員会及び社内調査チームによる調査結果に基づき、これらの事項について適切な会計処理を行う必要があるとの認識に至ったため、過年度の当社連結財務諸表及び財務諸表を訂正しました。2021年3月期第1四半期までの親会社株主に帰属する当期純利益（純資産）への累計影響額は13億29百万円となりました。

外部調査委員会による原因分析

当社は、2021年3月18日付「『外部調査委員会調査報告書～ガバナンス・企業文化の観点から～』の受領及び開示版の公表に関するお知らせ」のとおり、外部調査委員会から、外部調査委員会の2020年12月14日付調査報告書において指摘された不正事案等の原因に関する調査結果及び再発防止策の提言を受けました。

外部調査委員会は、不正事案の原因について、以下のように分析しています。

1) 内部統制・内部通報・企業文化の視点からの分析

主要な問題点としては、3ラインモデル（組織のリスク管理・統制活動のモデル。一般的に、第1ライン：事業部門、第2ライン：管理部門、第3ライン：内部監査部門、で構成される）のうちの第1ラインについては、営業部門内において、また、営業部門と他部門の間においてチェック機能が欠如していたこと等が挙げられ、第2ラインについては、責任部門や役割の分担が不明確なリスクの管理体制、不十分なリスクモニタリング活動及びコンプライアンス活動が挙げられる。そして、かかる第1ライン及び第2ラインの問題点を生み出した東日本第1事業本部を中心として存在する企業文化については、業績を上げることが過度に重視する価値観、営業担当者個人に責任を集中させるやり方、経営陣と現場の意識の乖離といった問題点が挙げられる。

2) 三様監査の視点からの分析

監査役及び内部監査室において不正リスクへの意識が希薄であったこと、内部監査室におけるフォローアップ、能力、被監査部署との関係に問題があったこと、監査役、会計監査人と内部監査室との連携及び経営陣と内部監査室との連携が必ずしも十分でなかったことなどが挙げられる。また、内部監査室の業務の一つである内部統制評価業務の形骸化も確認された。

3) 過去調査を踏まえた再発防止策の不徹底という視点からの分析

過去の不正事案の再発防止策は、管理部門が主導して作成されたものであり、「現場を良く知る人間」の関与が不十分であったため、必ずしも現場の実務を反映しておらず、ルールが不足、形骸化していた等の問題点が確認された。

4) ガバナンスの視点からの分析

当社の経営トップをはじめとする経営陣は、リスク管理体制の脆弱性を認識しながら、その是正のための取組を行っておらず、また、過去に会計不正事案が繰り返し発生していたにもかかわらず、コンプライアンスについて従業員に対して強いメッセージを十分に発してこなかったなど、会計不正リスク管理の観点から経営陣の認識や取組について問題なしとはし得なかった。

再発防止策

当社では、2021年5月13日付「再発防止策の追加について」のとおり、外部調査委員会からの提言を受け、2021年4月1日付で刷新した経営体制の下、2020年12月16日付で提出した改善状況報告書に記載の再発防止策を全面的に見直し新たな再発防止策を講じてまいります。今後、組織単位による中長期的な成長を視野に入れた経営体制へとシフトし、以下記載の再発防止策を実行することで内部統制を実効的に機能させ、抜本的な企業統治や企業文化の改革に全社一丸となって取り組むことにより、信頼回復に向け邁進してまいります。

なお、2020年12月16日付で提出した改善状況報告書に記載の再発防止策を強化した施策を〔継続的強化策〕、問題を繰り返さないという視点から再発防止策を全面的に見直した結果、今回新たに追加する施策を〔追加施策〕としております。

再発防止策			
1. ガバナンスの改革と推進			
〔継続的強化策〕			
(1)	経営陣が自ら意識改革をし、企業文化の改革を推進する	a	コンプライアンス活動宣言及びその実施
		b	コンプライアンス教育の実施
		c	コンプライアンス室の設置
		d	上場会社における取締役の役割と責任等に係る取締役研修の実施
		e	ガバナンスを司る会議体に関する変更
		f	内部監査結果の報告体制の整備
(2)	組織体制の在り方について抜本的な見直しを行う	a	3ラインに係る組織体制の見直し
		b	営業部門・技術部門における業務内容・牽制機能の明確化
		c	購買部及び管理部門における業務内容・牽制機能の明確化
		d	明確化した各部門の業務内容・牽制機能の実効性の確保
		e	従業員に対する各部門の役割の理解促進の機会の設定
		f	役員・執行役員の管掌部門の見直し
		g	人員配置の見直し
(3)	従業員へのメッセージの頻度・質の強化によるコンプライアンス意識の向上	a	従業員へのメッセージ発信の頻度・質の強化
(4)	業務を執行する現場と経営陣との乖離を埋めるコミュニケーションの強化	a	取締役と執行役員のコミュニケーション強化
		b	コンプライアンス教育の実施等を通じたコミュニケーション強化
		c	コミュニケーション促進のための職場環境づくり
		d	中間管理層に対する役割意識の教育
		e	ボトムアップでの課題認識及び課題解決

再発防止策		
〔追加施策〕		
(5)	取締役会による監督強化・ハンズオン	a 内部監査室による取締役会及び経営委員会に対する再発防止策の実施状況の内部監査結果の報告 b 執行役員による各担当部署の日常的モニタリングの実施 c 取締役による重要な委員会活動のハンズオン d 取締役による重要会議の資料等へのアクセス体制の構築 e 取締役会の運営方法の見直し f 取締役のスキル・マトリックスの開示 g 取締役会の運営に係る社内体制の再構築
(6)	社外役員（諮問委員会も含む）による監督・監査強化	a 社外役員による重要会議の資料等へのアクセス体制の構築 b 社外役員と内部監査室との連携強化 c 役員間の情報共有の充実 d 社外役員による監督・監査強化のための取締役会の運営方法の見直し e 株主との対話
(7)	コンプライアンスに関する資質・能力を有する取締役候補者及び執行役員の選任	a 取締役候補者及び執行役員の選任基準の見直し
2. リスク管理体制の強化		
〔継続的強化策〕		
(1)	リスクオーナーとしての第1ラインの自覚の醸成・第1ラインへの牽制支援を担う第2ラインとしての意識改革	a 第1ラインの自覚の醸成及び第2ラインとしての意識改革
(2)	リスク管理委員会による網羅的かつ主体的マネジメント能力の強化	a 不正リスクに対する組織体制及び運用方法の設計 b リスク調査シートによるリスク管理強化 c リスク管理委員会へのリスク情報の集約 d 顕在化したリスクの社内共有 e 内部統制強化協議会との連携
(3)	リスク管理室の体制の強化	a 専任のリスク管理室長の任命
(4)	リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会等への外部有識者の参画	a リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会等への外部有識者の参画
〔追加施策〕		
(5)	有事対応への備え（クライシスマネジメント）	a 有事対応マニュアルの整備

再発防止策			
3. 業務執行（第1ライン・第1.5ライン、第2ライン）に係る体制及び社内体制の強化			
〔継続的強化策〕			
(1)	第1ライン及び第1.5ラインにおける営業部門に対する牽制の強化	a	営業部門と技術部門及び購買部との間の情報の共有化
		b	販売及び購買プロセスに関する規程の見直し
(2)	第2ラインにおける管理部門間の連携強化及びチェック・フォローアップ体制の整備・強化による健全な牽制・支援体制	a	管理部門間の意見交換の場の設定
		b	財務経理部によるチェック体制の整備
(3)	原価管理体制の強化（予算管理ルールの再考等）	a	財務経理部による案件単位での検証
		b	原価付替防止のための原価管理策の導入
		c	追加原価の申請ルールの再考
		d	取引の妥当性について審査する仕組みの導入
4. 監査体制の抜本的な見直し			
〔継続的強化策〕			
(1)	内部監査室の体制強化・人員構成の変更・権限強化	a	内部監査室の人員構成の変更、資格の推奨及び取得サポートの導入
		b	内部監査機能の強化
		c	内部監査に係る研修の実施・参加
		d	営業部門全体での不備ゼロ運動の横断的实施とその実施状況のフォロー・検証等
		e	内部監査への協力義務を社内規程に明記
		f	内部監査室の役割の見直し
〔追加施策〕			
(2)	内部監査室のキャリアパス化（部署としての地位・役割向上）	a	内部監査室のキャリアパス化
(3)	J-SOX業務の抜本的見直し	a	J-SOX統制文書の見直し
		b	J-SOX評価の見直し
		c	J-SOXの管理部門の明確化
		d	J-SOXに係る研修等の実施
(4)	監査役の体制強化	a	取締役との定期的な意見交換
		b	内部監査室との定期的な意見交換
		c	不正事案等に係る研修への参加
		d	監査役に会計リテラシーが高い者を起用
(5)	内部監査室と会計監査人の連携強化	a	内部監査室と会計監査人との連携強化
5. 従業員の声を集める仕組み			
〔継続的強化策〕			
(1)	内部通報制度に対する信頼の醸成	a	内部通報規程の整備及び内部通報制度の周知・教育活動
〔追加施策〕			
(2)	第三者を窓口とした目安箱	a	第三者を窓口とした目安箱

再発防止策		
6．組織文化の改革・形成		
〔継続的強化策〕		
(1)	コンプライアンスの強化を目的とした人事制度改革	a 営業個人インセンティブルールの廃止 b コンプライアンスの状況を盛り込んだ人事評価制度及びコンプライアンス意識の浸透度の確認
(2)	会社としての一体感に関連する企業文化改革	a 企業文化改革委員会の発足 b 経営ビジョン・行動指針の見直し c ビジョンブック作成・電子掲示板での特設サイト設置 d ビジョンウィークの企画、実行計画の策定 e 行動指針に基づく行動宣言の策定と浸透
(3)	当事者意識の醸成・他人事文化の打破	a 人事ローテーションの確立
7．会計リテラシー教育及び過去不祥事からの学び・啓蒙		
〔追加施策〕		
(1)	会計リテラシーの向上・会計知識教育	a 会計リテラシーの向上・会計知識教育 b 自社及び他社の不正事例の事例研究会
(2)	過去不祥事からの学び・啓蒙	a 過去不祥事の全従業員に対する周知活動
(3)	日々の失敗事例（ヒヤリハット）からの学び	a 失敗事例からの学び
8．モニタリング体制の継続		
〔追加施策〕		
(1)	「内部統制強化協議会」による全社横断的かつ継続的な再発防止策の推進	a 内部統制強化協議会による再発防止策の推進
(2)	不正等（会計不正に限らない）の有無に係る、内部監査室による内部監査とは別個の定期的な調査の実施	a 内部監査以外の定期的な調査

中期事業計画の推進

当社グループの企業理念は、「ICTの利活用を通じて、社会変革へ貢献する」ことです。ICT市場の変革に対応し、高付加価値を創出するために、「お客様・パートナーの成長」「会社の成長」「社員の成長」を実現します。そして、これら3つの成長を実現するために、以下3つの基本戦略を進めています。

1.注力市場・新モデルの拡大：市場カバレッジの拡張

注力市場として、デジタル化が大きく進展する3つの市場を選定しています。1)大規模病院を対象とした「ヘルスケア」、2)教育委員会や学校を対象とした「スクールシステム」、3)製造工場を対象とした「スマートファクトリー」です。

また、新モデルとして、「所有から利用」への需要の変化を捉えた2つのモデルを選定しています。1)サービス事業者（通信事業者や大手民間企業）と新サービスを共創する「MSP（マネージド・サービス・プロバイダー）の支援」、2)再生品を活用してコスト効率の高いサービスを提供する「リファービッシュメント（再生品）の展開」です。

中期事業計画期間において、注力市場及び新モデルそれぞれで受注高50億円の伸長（合計250億円の伸長）を計画しています。

2022年3月期につきましては、各市場・モデルにおいて、以下の取り組みを進めてまいります。

項目	名称	2022年3月期の市場想定と取り組み
注力市場	ヘルスケア	徐々に投資回復を想定 働き方改革・遠隔医療・クラウド活用・院内セキュリティ等のデジタル化を提案
	スクールシステム	GIGAスクール案件は反動減を想定 一方で、児童・生徒の持ち帰り学習支援、教職員の働き方改革、運用サービスを加速
	スマートファクトリー	見込み案件の堅調な増加を想定 継続してエッジクラウド、セキュリティ、運用高度化、ローカル5Gを推進
新モデル	MSP（マネージド・サービス・プロバイダー）への支援	デジタル化やグループ全体のセキュリティを中心に、通信事業者やパートナー企業とのサービス共創を加速
	リファービッシュメント（再生品）の展開	需要の高い通信事業者向けの第三者保守サービスの拡大 ネットワーク機器に加えて、サーバ等まで取り扱い品目を拡大

2. 統合サービス事業の加速：サービス比率の拡大

当社グループでは、お客様への活動の全てを、高付加価値を創出するための「統合サービス事業」と定義し、計画・導入・運用・最適化の全てのICTライフサイクルを支援しています。当中期事業計画期間では、サービス比率を50%まで増加させることを計画しています。

2022年3月期につきましては、継続した高付加価値サービスの提供に向けて、ネットワーク・クラウド・セキュリティ・働き方改革等の高品質なICT基盤の導入に加えて、その効果を最大化する「利活用の加速」まで一貫して支援することで、お客様のデジタル化におけるビジネスパートナーの地位確立を図ります。

また、自治体情報セキュリティクラウド等の仕様が共通している案件について、提供ソリューションを統一することで品質向上及び生産性向上を図ります。

3. 働き方改革2.0/DXの実践：生産性の向上

当社グループは2010年より、いつでも・どこでも業務が可能な環境を整備してきました。これを「働き方改革1.0」と称しています。これに加えて、全ての業務を見直してシステムと一体化することで、業務のスピードや品質を向上させ、全社の生産性向上に取り組んでいます。これを、「働き方改革2.0/DX」と呼びます。また、「働き方改革2.0/DX」の取り組みを通して得られた成功・失敗の知見をお客様に還元する（netone on netone）ことで、他社が真似できない当社独自の価値の提供に取り組んでいます。

2022年3月期につきましては、働き方改革においては、新しい働き方におけるコラボレーションを加速する、パーティシャルとリアルを融合させたオフィスの検討を進めます。また、DXにおいては、再発防止策として、ガバナンス強化機能の追加を優先します。

市場別の要望と取り組み

エンタープライズ市場では、お客様単体ではなくグループ全体でのデジタル化（スマートファクトリーを含む）・セキュリティ強化・クラウド活用・働き方改革への要望が増加しています。通信事業者市場では、法人事業・MSPビジネスにおける、民間企業・公共機関向けのデジタル化・セキュリティ強化ビジネスの支援要望が増加しています。パブリック市場では、全国的に自治体情報セキュリティクラウドやセキュリティ強靱化システムの更新需要が高まっています。そして、パートナー事業では、協業ビジネス・MSPビジネスにおいて当社ソリューションへの期待が高まっています。

当社グループは、統合サービス事業の各種ソリューションによって、これらの要望に対応します。そして、それらソリューションの統一化によって高品質かつコスト効率の高いシステムを実現します。

また、各市場共通の取り組みとして、新型コロナウイルス感染症の影響が続く状況において、当社グループの働き方改革のノウハウの提供とともにテレワーク環境・セキュリティ対策の実装を進めることで、お客様の事業継続に貢献します。

(6) 利益配分に関する基本方針

当社は、企業価値の向上による株主利益の増大を目指すとともに、経営基盤の拡充と成長力の源泉である株主資本の充実を図り、長期にわたり安定的かつ業績を適切に反映した利益還元を行っていくことを基本方針とします。

この基本方針のもと、配当性向は、連結配当性向40%を目安に、業績推移や財務状況、中期事業計画の進捗等を総合的に勘案して決定します。

また、内部留保金については、中長期的な事業拡大のための投資やM&A、人財投資などの成長投資のほか、機動的な資本政策の一環として自己株式の取得等に活用します。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。なお、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクが顕在化した場合に当社グループの経営成績等の状況に与える影響につきましては、合理的に予見することが困難であるため記載しておりません。当社はこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、可能な限り発生の回避に努め、また、発生した場合の的確な対応に努めます。

これらの項目のうち、将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものです。

(1) 競争について

情報コミュニケーション技術（ＩＣＴ）市場の拡大に伴い、競合他社との競争がより激しくなる可能性があります。そのような場合、商品及びサービスに関する価格競争が生じるため、当社の競争力及び市場の状況いかんによっては、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。また、最先端かつ高度なＩＣＴシステムの提供のためには、高い技術及び能力を有するシステム系技術者を含む優秀な人財の確保が重要となります。当社は、価格競争に勝ち抜くために高い能力の人財を獲得・育成し全社の技術力を高め、競合他社との差別化を図っています。

(2) 為替変動による影響について

当社の取扱商品は、海外系ベンダーの製品が占める割合が多く、仕入の大半が米ドル建決済となっているため、仕入債務について為替リスクを有しています。そのため、当社は為替相場の変動によるリスクをヘッジする目的で、外貨建て仕入れに関する確定債務残高と予定債務残高を適宜管理し、適切な先物為替予約を行っておりますが、為替予約によりすべてのリスクを排除することは不可能です。具体的には、日本円と米ドル間の為替相場が円安傾向となった場合、円換算した仕入価格が増加することになりますが、その時点の市場競争状況いかんでは、かかる増加分を適正に当社の販売価格に反映できず、当社グループの業績における利益率の低下を招く可能性があります。一方、円高傾向となった場合は、在庫販売取引においては、競争状況のいかんによって円高還元の販売価格引下げを余儀なくされ、先行して仕入れた商品原価との値差が縮小し、利益率の低下を招くリスクがあります。

(3) 売上上位の顧客との取引について

当社の顧客別納入実績において、上位の顧客に対する販売割合が相当程度占めています。ただし、これらの顧客との取引は、各顧客が抱える多数のプロジェクトに関連するスポット取引から成り立っておりますので、いずれの顧客との間の取引関係も一度に失われるという事態は容易には想定しがたいものと認識しておりますが、設備投資循環等の影響で顧客からの受注が減少した場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(4) システム納入後に不具合が生じた場合の責任について

当社はネットワーク・ソリューション・プロバイダーとして、顧客の依頼によりＩＣＴシステム全体の構築を請け負うことを主な業務としておりますが、かかるシステム構築において使用するルータ等の商品は、機器ベンダーから仕入れています。当社は、商品単体ごとに受入検査・出荷検査を実施する等の品質チェック等により、これらの仕入商品に不具合が生じないようにするための体制を構築しておりますが、それにもかかわらず何らかの不具合がシステム納入後に生じた場合、顧客の信頼を喪失する可能性があります。なお、当社と顧客、機器ベンダーとの間でそれぞれ結ばれている契約の下では、システムに不具合が生じた場合の責任は、当該不具合の内容・原因等により、（ ）顧客が負う場合（不適切な使用等）、（ ）当該商品の機器ベンダーがメーカーとして負う場合、（ ）当社がネットワーク・ソリューション・プロバイダーとして負う場合のいずれかとなります。

(5) シスコシステムズ合同会社との取引について

ＩＣＴ産業においては、技術が短期間のうちに進化し、市場環境が絶えず流動的に変化しておりますので、当社は、多岐にわたるユーザのニーズに応えるべく市場調査や技術研究開発を重視し、特定のメーカー系列に属さず、いわゆるマルチベンダー環境を提供する方針をとっています。また、当社取扱商品について他の仕入先から制約を受けるような契約は結んでおりません。現在、当社取扱商品に占めるシスコシステムズ社製品の売上比率が比較的高い割合を占めておりますが、今後も、マルチベンダー環境の下で競争力ある商品を常に取り扱える体制を維持するように努めます。

(6) 災害等による影響

当社は、自然災害や社会インフラの停止等に伴う事業継続の危機に対応するため事業継続計画（BCP）を策定しており、定期的な設備等の点検や防災訓練を行っています。すべての災害等を完全に防止又は被害を軽減できる保証はありません。当社の本社機能、品質管理センター、テクニカルセンターは、東京都にあり、大地震等による災害が発生した場合、本社機能、技術検証機能、物流機能等が著しく低下し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。また、お客様及び仕入先で被害が発生した場合、経営環境や市場に変化を及ぼし、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(7) 商品の陳腐化、適正在庫の確保等について

ICT市場における技術革新の速さは、一方で当社の商品及びサービスのライフサイクルを比較的短いものにしていきます。そのため、当社は、保有する在庫品の陳腐化により業績に影響を受けるリスクを負っています。当社は、お客様からの受注に基づき商品を発注・購入することを原則としておりますが、在庫品の状況を常に把握し、四半期ごとに所定の基準に基づく在庫評価又は廃棄処分を行うことにより、これに備えています。また、当社が取り扱う商品の中には、市場の動向を反映して急激にその需要が増加するものがあるほか、短納期での仕入を要求されるケースも増加しています。当社の対応可能な範囲を超える需要の変動により商品の供給不足が生じた場合、顧客との間のビジネスチャンスを逸失し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(8) コンプライアンスについて

万が一重大なコンプライアンス違反が発生した場合、顧客等からの信頼を著しく損ね、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。そこで、当社グループは、業務に従事する者（派遣社員及び業務委託先の従業員を含む）が法令や社内規程を遵守するよう、教育・研修などを通じた啓発活動を行うことにより従業員等のコンプライアンス意識を高めるとともに、社内外通報相談窓口の設置によりコンプライアンス違反の把握と未然防止に努めております。さらに、当社元従業員等による一連の不正取引に対する再発防止策で定めたとおり役職員のコンプライアンス意識の強化等のコンプライアンスに関わる諸施策に全社を挙げて取り組んでおります。

(9) 情報漏洩について

ICTシステムの構築から高付加価値サービスの提供までを事業としている当社では、事業遂行上、顧客の機密情報（個人情報を含む）を受領して作業を進めることがあります。当該情報を含む当社情報資産の管理及び保護は、当社の重要な経営課題であると共に社会的な責務と認識しています。しかしながら、当社情報資産が漏洩した場合は、損害賠償請求や信用失墜等により業績に影響を与える恐れがあります。そのため当社では、2009年2月にISO27001の認証を全社に拡大し、2010年11月にはプライバシーマークの付与認定を受けております。さらに、当社グループ内及びパートナー企業を含め、情報管理に対する啓発活動を行うとともに、近年高度化・巧妙化しているサイバー攻撃への対応を強化することを目的としたCSIRT（Computer Security Incident Response Team）を編成し、情報資産管理体制の維持・強化等を推進しております。

(10) 委託先管理について

当社はパートナー企業に業務委託を行うことにより、当社のソリューションをお客様に提供する場合があります。この場合、法的問題が無いように契約の確認等は厳密に行っておりますが、万が一委託先などに問題が生じた場合、法的制裁を受けるだけでなく顧客からの信頼が著しく低下し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(11) 不正取引に関する事項について

当社は、前連結会計年度において、2014年12月以降、納品実体のない取引が繰り返行われていたことを認識するに至りました。不正行為に関連した取引を取消処理したこと等により生じた債務5,553百万円を流動負債の「その他」に含めて表示しております。なお、当社は、みずほ東芝リース株式会社（以下「原告」）と日鉄ソリューションズ株式会社（以下「被告」）との間の違約金請求事件について、2020年10月28日付で、被告より訴訟告知を受けました。訴訟告知書によると、当該違約金請求事件は、原告が被告に対して売買契約の解約違約金として10,926百万円及び遅延損害金を請求するものであり、被告が当該違約金請求事件に敗訴した場合、当社元従業員による不正行為に関連した取引に巻き込まれた結果として、当社に対し使用者責任に基づく損害賠償請求権を行使することになるとあります。当社の訴訟告知への対応方針は未定であります。上記債務を充当する可能性があります。当該不正取引に関連した各社間での訴訟が継続しており、各社間での清算並びに当社における法人税等の更正の請求等は完了していないため、今後の状況によっては、当社グループの財産及び損益の状況に影響を与える可能性があります。

(12) 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染拡大により、テレワーク案件が増加した一方、一部のプロジェクトに遅れが生じていますが、当社グループの事業に対する影響は、現在のところ軽微であります。しかしながら、今後の事業に対する影響につきましては、注視していく必要があるものと考えております。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度における市場別の受注高・売上高・受注残高

エンタープライズ（E N T）事業では、新型コロナウイルス感染症対応への要望が強く、テレワークの拡大、セキュリティ対策、クラウド基盤ビジネスが堅調に推移しました。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響で、投資意欲の減少や一部案件の延期が発生しました。

受注高は572億81百万円（前年同期比4.9%減）、売上高は545億47百万円（前年同期比1.5%減）、受注残高は292億8百万円（前年同期比10.3%増）となりました。

通信事業者（S P）事業では、設備投資意欲は全体的に低調なものの、サービス基盤や法人事業の支援、テレワークの増加に伴う回線の増強が好調に推移しました。

受注高は394億64百万円（前年同期比11.3%増）、売上高は364億89百万円（前年同期比3.7%増）、受注残高は174億81百万円（前年同期比20.5%増）となりました。

パブリック（P U B）事業では、スクールシステム（GIGAスクール構想を含む）が好調であった一方で、ヘルスケアは低調となりました。

受注高は712億55百万円（前年同期比13.7%増）、売上高は697億95百万円（前年同期比25.1%増）、受注残高は397億15百万円（前年同期比3.8%増）となりました。

パートナー事業（ネットワンパートナーズ株式会社）では、パートナー各社が新型コロナウイルス感染症の影響を受けた結果、一部案件の延期もあり、受注高は低調となりました。売上高は昨年度に受注した大型案件が寄与しました。

受注高は338億65百万円（前年同期比24.7%減）、売上高は397億30百万円（前年同期比2.6%増）、受注残高は82億99百万円（前年同期比41.4%減）となりました。

その他では、受注高が16億52百万円、売上高が15億58百万円、受注残高が2億10百万円となりました。

当連結会計年度における商品群別の受注高・売上高・受注残高

機器商品群では、受注高は昨年度に受注した大型案件が剥落したものの横ばいで推移しました。売上高は当第4四半期にGIGAスクール案件が集中して増加しました。

その結果、受注高は1,141億11百万円（前年同期比1.4%減）、売上高は1,168億28百万円（前年同期比9.6%増）、受注残高は246億34百万円（前年同期比9.9%減）となりました。

サービス商品群では、「統合サービス事業」が進捗し、受注高・売上高・受注残高が増加しました。

その結果、受注高は894億8百万円（前年同期比0.6%増）、売上高は852億93百万円（前年同期比6.9%増）、受注残高が702億80百万円（前年同期比6.2%増）となりました。

損益の状況

「統合サービス事業」が進捗したことにより、機器商品群・サービス商品群の収益性が改善し、売上総利益は559億13百万円（前年同期比14.2%増）となりました。従業員数の増加及び従業員のテレワーク環境を支援したことで販売費及び一般管理費は362億39百万円（前年同期比11.7%増）となり、営業利益は196億73百万円（前年同期比19.2%増）となりました。経常利益は、不正取引に関する調査費用等並びに新型コロナウイルス感染症対策の支援を目的とした寄付金を営業外費用に計上したことにより182億8百万円（前年同期比11.1%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は123億21百万円（前年同期比25.5%増）となりました。

・財政状態の状況

(資産)

当連結会計年度末の資産合計は1,557億82百万円となり、前連結会計年度末に比べ200億18百万円の増加(14.7%増)となりました。

資産の内訳は、流動資産は1,424億82百万円となり、前連結会計年度末に比べ176億86百万円の増加(14.2%増)となりました。これは主に、受取手形及び売掛金が101億81百万円、リース投資資産が26億11百万円、未成工事支出金が10億14百万円、前払費用が15億99百万円それぞれ増加したことによるものです。また、固定資産は133億円となり、前連結会計年度末に比べて23億31百万円の増加(21.3%増)となりました。

(負債)

当連結会計年度末の負債合計は819億87百万円となり、前連結会計年度末に比べ115億60百万円の増加(16.4%増)となりました。これは主に、買掛金が12億18百万円、リース債務が53億91百万円、未払法人税等が16億98百万円、賞与引当金が15億57百万円それぞれ増加したことによるものです。

(純資産)

当連結会計年度末の純資産合計は737億95百万円となり、前連結会計年度末に比べ84億57百万円(12.9%増)となりました。これは主に、親会社株主に帰属する当期純利益123億21百万円の計上と配当金の支払い40億66百万円により利益剰余金が82億55百万円増加したことによるものです。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度においては、税金等調整前当期純利益の計上等により、営業活動によるキャッシュ・フローは98億円の収入となりました。

また、投資活動によるキャッシュ・フローについては、敷金の差入による支出等により33億36百万円の支出となり、財務活動によるキャッシュ・フローについては、リース債務や配当金の支払い等により55億5百万円の支出となりました。差引合計で現金及び現金同等物は9億56百万円増加し、期末残高は324億29百万円(前期末比3.0%増)となりました。

なお、前連結会計年度との比較は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による収入は98億円となり、前連結会計年度に比べ24億80百万円の収入減となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益の計上による収入が31億54百万円増加、賞与引当金の増加による収入が22億60百万円増加し、一方で、その他流動資産の減少による収入が52億26百万円減少、売上債権の増加による収入が26億3百万円減少したことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による支出は33億36百万円となり、前連結会計年度に比べ21億41百万円の支出増となりました。これは主に、敷金の差入による支出が17億98百万円増加、有形固定資産の取得による支出が2億60百万円増加したことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による支出は55億5百万円となり、前連結会計年度に比べ3億74百万円の支出増となりました。これは主に、リース債務の返済による支出が2億27百万円減少し、一方で、配当金の支払額が5億86百万円増加したことによるものです。

生産、受注及び販売の実績

a. 受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
E N T 事業	57,281	95.1	29,208	110.3
S P 事業	39,464	111.3	17,481	120.5
P U B 事業	71,255	113.7	39,715	103.8
パートナー事業	33,865	75.3	8,299	58.6
報告セグメント計	201,867	99.3	94,705	101.4
その他	1,652	127.4	210	181.9
合計	203,520	99.5	94,915	101.5

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

b. 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
E N T 事業	54,547	98.5
S P 事業	36,489	103.7
P U B 事業	69,795	125.1
パートナー事業	39,730	102.6
報告セグメント計	200,563	108.4
その他	1,558	121.8
合計	202,122	108.5

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
 なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

当期の経営成績の概況

セグメント別業績

セグメント別の情報については、(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況に記載のとおりであります。

中期事業計画と当連結会計年度の取り組み

1. 注力市場・新モデルの拡大：市場カバレッジの拡張

各市場・モデルにおける、当連結会計年度の状況は以下のとおりです。

項目	名称	中期事業計画期間における 各年度の受注高の進捗額			当連結会計年度の状況
		2019年3月期	2020年3月期 (1年目)	2021年3月期 (2年目：当連結 会計年度)	
注力 市場	ヘルスケア	40億円	60億円	38億円	外部要因：新型コロナウイルス感染症の影響で、病院においてICTへの投資が減少 内部要因：投資総額が減少した中で案件の獲得に努めたものの、受注高が減少
	スクールシステム	51億円	76億円	239億円	外部要因：文部科学省のGIGAスクール構想に伴い、学校のネットワーク整備に向けた補正予算が発生 内部要因：ネットワークの接続品質・速度及び運用負荷において差別化のある提案を進めたことで、受注高が大きく増加
	スマートファクトリー	40億円	67億円	71億円	外部要因：新型コロナウイルス感染症の影響で、製造業におけるICT投資意欲は減少傾向に。一方で、事業成長に向けたデジタル化の投資優先順位は高い状況を維持 内部要因：製造工場のデジタル化に向けた、生産機器等を接続する高品質なネットワーク及び工場特有のセキュリティ対策の提案を進め、当初想定には多少届かなかったものの受注高が拡大
新モ デル	MSPの支援	37億円	47億円	86億円	外部要因：新型コロナウイルス感染症による、テレワーク等の働き方改革の需要が拡大 内部要因：拡大需要の獲得に向けて、MSPと新サービスの共創を加速したことで、受注高が増加
	リファーマービッシュメントの展開	0億円	16億円	20億円	外部要因：投資・運用コストの最適化に対する需要が継続 内部要因：新型コロナウイルス感染症の影響で、再生素材や第三者保守サービスの新規提案に遅れが発生し、受注高が当初想定に未達。一方で、事業収益性の高さから、利益は計画通りに進捗

2. 統合サービス事業の加速：サービス比率の拡大

当連結会計年度では、高付加価値サービスの提供に向けて、運用・最適化サービスの拡大、お客様ICT基盤のグランドデザイン段階からの支援及びお客様と創出価値を対話する施設の整備等の各種取り組みが順調に進捗しました。

項目	中期事業計画期間における各年度の進捗額			当連結会計年度のサービス比率
	2019年3月期	2020年3月期 (1年目)	2021年3月期 (2年目：当連結 会計年度)	
サービス受注高	796億円	888億円	894億円	43.9%
サービス売上高	744億円	797億円	852億円	42.2%

3. 働き方改革2.0/DXの実践：生産性の向上

当連結会計年度では、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、当社においても働き方改革に係る取り組みを全社を挙げて推し進め、テレワークを中心とする新しい働き方・デジタル化を実現しました。また、DXに関しては、データの可視化や業務の自動化の実現に向けた詳細設計及び新収益認識基準への対応準備を進めました。

新型コロナウイルス感染症の影響及び対応状況

当連結会計年度では、新型コロナウイルス感染症の影響として、テレワーク等の働き方改革による新たな事業機会の獲得が実現できた一方で、一部の製造業・病院・パートナー企業において投資の低減傾向がみられました。

新たな事業機会の獲得

お客様は、緊急事態宣言時のテレワーク対応及びWith/Afterコロナを見据えた事業継続の観点から働き方の抜本的な見直しを進めています。当社グループは、テレワーク環境を実現する仮想デスクトップ・Web会議等の各種システム及び社外でも安全に業務を進められるセキュリティ対策の提供を通して、お客様の事業継続・働き方改革を支援しました。

お客様の投資低減

製造業では、投資優先順位の高いデジタル化への取り組みは加速したものの、既存設備の更新等についてはその時期を延期する動きがありました。病院では、新型コロナウイルス感染症への対応を優先し、ICT投資が減少しました。パートナー企業では、テレワーク等の業務環境の変化やエンドユーザの業績の影響を受けて事業が低調となりました。

当社グループの事業継続性の向上

当社グループは、既にテレワークでも業務を進められる環境を整備しており（働き方改革1.0）、緊急事態宣言時にも迅速かつ柔軟に対処することができました。その後、人事制度を最適化して、2020年10月よりテレワークを原則とする働き方へと移行しました。

また、ICT基盤の保守・運用サービス施設であるコンタクトセンターを、Web会議/チャット/仮想デスクトップ/モバイルの活用により完全テレワーク化し、出勤が困難な状況においてもお客様へのサービス提供に影響が無い体制を構築しました。

目標とする経営指標に対する業績の状況

中期的な目標として、2020年3月期～2022年3月期の3年間を対象期間とした中期事業計画にて、2022年3月期に、売上高2,200億円、営業利益210億円、営業利益率9.5%、サービス比率50.0%、ROE16.8%を目指すことを定めました。これらの目標に対して、2021年4月27日に、2022年3月期業績見通しとして、売上高2,090億円、営業利益220億円、営業利益率10.5%、サービス比率45.0%、ROE19.2%と公表しており、営業利益・営業利益率・ROEにおいて、中期事業計画の目標を達成する見通しとしております。

また、「営業利益率の改善」（10～12%）につきましては、営業利益率の改善を2017年3月期以降継続して実現しており、当連結会計年度は9.7%となりました。「売上高成長率の向上」（5～10%）につきましては、当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響があるものの、スクールシステム（GIGAスクール構想を含む）・テレワーク拡大・セキュリティ対策・クラウド基盤等のビジネスが堅調に推移し、前年同期比8.5%増となりました。

資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループの資本の源泉及び資本の流動性について、原則として自己資金により調達しております。有価証券報告書提出日現在において支出が予定されている重要な資本的支出はありません。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)に記載のとおりであります。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

当社グループは、ソリューション・プロバイダーとして、マルチベンダーのネットワーク機器、コンピュータ・プラットフォーム機器とソフトウェアの最適な組合せによるシステム構築を通じて、ICTソリューションを提供しています。なお、当社グループの研究開発活動につきましては、セグメント情報に関連付けて記載することが困難であるため、セグメント別の記載は行っておりません。ICTシステムは、システムを構成する各種機器、各種ソフトウェア、各種サービスの組合せによりその機能や利便性が左右され、システム運営に大きな影響を与えます。

今後も技術革新は進歩し続けますが、最適なICTシステム構築には、最新技術の取得と将来の拡張性に対する予測、コンピュータネットワーク関連の各種機器、各種ソフトウェア、各種サービスの機能把握と、それらを最大限に活用する仕組みづくりが、大きな要素となります。また、マルチベンダー環境下では、ネットワークシステムとコンピュータ・プラットフォームの連動が進んでおり、これらが融合した高度なシステム構築能力が求められています。

このような状況下で当社グループは、メーカー毎に各種機器や各種ソフトウェアに関する、利便性、規格、他の機器及びソフトウェアとの相互接続性、詳細動作について、調査、研究、検証、評価を行うと同時に、複数の大学、ネットワーク団体、米国企業等との共同研究を行い、規格標準、最新技術の動向を常に把握することに努めています。

当社グループは、ネットワーク並びにプラットフォームシステム構築における様々な技術的要素を考慮し、蓄積してきたインテグレーション力、システム管理・運用力を通じて、利便性、信頼性のより高いシステム、ソリューションを提供しています。

当連結会計年度における研究開発活動の実績としては、無線・モバイルネットワーク技術、高速・低遅延ネットワーク技術、仮想化・クラウドコンピューティング技術、ネットワーク運用管理技術、SDN/NFV技術、API連携技術、ネットワーク・エンドポイント・クラウドセキュリティ技術、ビッグデータ技術、IoT技術、機械学習を含むデータ分析技術、AR/VR技術、量子コンピューティング技術、ロボット技術等の先端技術をベースに今後の主流技術等の検証、評価を行いました。ネットワーク分野においては、今後の利活用が期待されるProgrammable Networking技術の研究開発やローカル5Gの実用を加味した実証実験等に取り組んでおります。クラウドコンピューティング分野では仮想化技術を応用したハイパーコンバージドインフラ、パブリッククラウドとの連携、API連携/自動制御技術を応用したマルチクラウド環境に対応する先進的なクラウドシステムの提供を行い、データハンドリングによりデータ活用を柔軟に行うことができるシステムの開発を行っています。セキュリティ分野では、従来のネットワーク境界セキュリティ、多層防御技術に加え、安全にクラウドサービスを利用するためのセキュリティ技術、認証技術に関する検証、評価を実施し導入実績を上げています。コラボレーション技術分野においては、ワークスタイル変革を実現するWeb会議やテレプレゼンスシステム、モバイルデバイス管理技術、クラウドストレージ技術等を組み合わせた利活用に関する各種研究・ソリューション開発を実施し、導入実績を上げています。ネットワーク運用分野では、リアルタイム可視化・分析を実現する、ネットワーク機器テレメトリデータ利活用の研究・実験を行い、社外研究成果発表やPOCを行う一方、システムを自動運用する手法を検証し、運用の高度化を行う仕組みの提供による導入実績を上げています。更に、機械学習を活用したビッグデータで蓄積されたデータ分析の研究・実験を行い、社外研究成果発表を行っております。本研究は継続して取り組み、導入実績へつなげてまいります。なお、当連結会計年度の研究開発費の総額は3,410百万円となっており、一般管理費に含めて処理しています。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループでは、主に、新製品の開拓、評価体制及び顧客サポート体制の強化を図るために機器類の充実を図り、総額として3,066百万円の設備投資を実施いたしました。所要資金についてはいずれの投資も自己資金を充たいたしました。なお、当該設備投資につきましては、セグメント情報に関連付けて記載することが困難であるため、セグメント別の記載は行っておりません。また、当連結会計年度において重要な影響を及ぼす設備の売却、除却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント等の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)
			建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	合計	
本社 (東京都千代田区)	ENT事業、SP事業、PUB事業、保守・運用サービス支援、全社	管理業務施設、社内ネットワーク設備、基幹システム等	345	396	-	742	1,008
北海道支店 (札幌市中央区)	PUB事業、保守・運用サービス支援	管理業務施設及び社内ネットワーク設備等	6	45	-	51	35
東北支店 (仙台市青葉区)	PUB事業、保守・運用サービス支援	管理業務施設及び社内ネットワーク設備等	2	1	-	3	33
つくばオフィス (茨城県つくば市)	PUB事業、保守・運用サービス支援	管理業務施設及び社内ネットワーク設備等	0	1	-	1	14
天王洲オフィス (東京都品川区)	保守・運用サービス支援、全社	管理業務施設及び社内ネットワーク設備等	228	80	1,372	1,681	589
中部支社 (名古屋市中区)	ENT事業、PUB事業、保守・運用サービス支援、全社	管理業務施設及び社内ネットワーク設備等	20	7	-	28	95
豊田オフィス (愛知県豊田市)	ENT事業、保守・運用サービス支援	管理業務施設及び社内ネットワーク設備等	6	4	-	11	30
北陸オフィス (石川県金沢市)	PUB事業、保守・運用サービス支援	管理業務施設及び社内ネットワーク設備等	4	1	-	6	6
関西支社 (大阪市淀川区)	ENT事業、SP事業、PUB事業、保守・運用サービス支援、全社	管理業務施設及び社内ネットワーク設備等	25	42	-	68	187
高松オフィス (香川県高松市)	PUB事業、保守・運用サービス支援	管理業務施設及び社内ネットワーク設備等	0	1	-	2	15
広島オフィス (広島市中区)	PUB事業、保守・運用サービス支援	管理業務施設及び社内ネットワーク設備等	1	1	-	2	24
九州支店 (福岡市博多区)	PUB事業、保守・運用サービス支援	管理業務施設及び社内ネットワーク設備等	6	2	-	8	42
沖縄オフィス (沖縄県那覇市)	PUB事業、保守・運用サービス支援	管理業務施設及び社内ネットワーク設備等	1	0	-	1	5
テクニカルセンター (東京都品川区)	全社	技術研究用ネットワーク機器等	58	823	-	881	-
品質管理センター (東京都大田区)	保守・運用サービス支援	物流設備等	62	1,579	-	1,642	5
西日本品質管理センター (大阪市城東区)	保守・運用サービス支援	物流設備等	2	1	-	3	2
刈谷サテライトオフィス (愛知県刈谷市)	ENT事業、保守・運用サービス支援	-	-	-	-	-	-
松山サテライトオフィス (愛媛県松山市)	PUB事業、保守・運用サービス支援	管理業務施設及び社内ネットワーク設備等	0	-	-	0	-
合計	-	-	774	2,993	1,372	5,139	2,090

(注) 1. 本社及び各事業所は賃借しており、年間賃借料は2,256百万円であります。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 国内子会社

2021年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント 等の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)
				建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウエア	合計	
ネットワンパートナーズ株式会社	本社 (東京都千代田区)	パートナー事業	管理業務施設及び社内ネットワーク設備等	0	79	9	89	260
ネットワンネクスト株式会社	本社 (東京都千代田区)	ENT事業、SP事業、PUB事業、保守・運用サービス支援	保守・運用サービス用ネットワーク機器	-	544	1	545	25
エクストリーク株式会社	本社 (東京都港区)	ENT事業、SP事業、PUB事業	管理業務施設及び社内ネットワーク設備等	7	1	-	8	63
合計	-	-	-	7	625	10	643	348

(注) 1. 上記一部の国内子会社は本社を賃借しており、年間賃借料は以下のとおりであります。

ネットワンパートナーズ株式会社	196百万円
ネットワンネクスト株式会社	6百万円
エクストリーク株式会社	35百万円

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 在外子会社

2021年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント 等の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)
				建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウエア	合計	
Net One Asia Pte. Ltd.	シンガポール	その他	管理業務施設及び社内ネットワーク設備等	74	32	2	109	122

(注) 在外子会社の数値は連結決算数値であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して当社が策定しております。

(1) 重要な設備の新設

経常的な設備の更新を除き、重要な設備の新設の計画はありません。

(2) 重要な改修

経常的な設備の改修を除き、重要な改修の計画はありません。

(3) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
計	200,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年6月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	86,000,000	86,000,000	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	86,000,000	86,000,000	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2012年6月14日	2013年6月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 5 当社執行役員 8 当社子会社取締役 2	当社取締役(社外取締役を除く) 5 当社執行役員 8 当社子会社取締役 2
新株予約権の数(個)	166 [66]	211 [84]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 16,600 [6,600] (注)1	普通株式 21,100 [8,400] (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注)2	1 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2012年7月3日 至 2042年7月2日	自 2013年7月2日 至 2043年7月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 901 資本組入額 451 (注)3	発行価格 628 資本組入額 314 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	

決議年月日	2014年6月17日	2015年6月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 7 当社執行役員 5 当社子会社取締役 3	当社取締役(社外取締役を除く) 7 当社執行役員 6 当社子会社取締役 2
新株予約権の数(個)	252 [136]	245 [130]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 25,200 [13,600] (注)1	普通株式 24,500 [13,000] (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注)2	1 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2014年7月4日 至 2044年7月3日	自 2015年7月3日 至 2045年7月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 565 資本組入額 283 (注)3	発行価格 718 資本組入額 359 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	

決議年月日	2016年6月16日	2017年6月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 6 当社執行役員 6 当社子会社取締役 1	当社取締役(社外取締役を除く) 6 当社執行役員 7
新株予約権の数(個)	364 [193]	205 [109]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 36,400 [19,300] (注)1	普通株式 20,500 [10,900] (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注)2	1 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2016年7月5日 至 2046年7月4日	自 2017年7月4日 至 2047年7月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 532 資本組入額 266 (注)3	発行価格 1,015 資本組入額 508 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	

決議年月日	2018年6月14日	2019年6月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 7 当社執行役員 4	当社取締役(社外取締役を除く) 7 当社執行役員 2
新株予約権の数(個)	147 [84]	150 [82]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 14,700 [8,400] (注)1	普通株式 15,000 [8,200] (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注)2	1 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2018年7月3日 至 2048年7月2日	自 2019年7月2日 至 2049年7月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,755 資本組入額 878 (注)3	発行価格 2,873 資本組入額 1,437 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	

決議年月日	2020年6月11日	2021年6月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 6 当社執行役員 4	当社取締役(社外取締役を除く) 4 当社執行役員 8
新株予約権の数(個)	156 [102]	150
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 15,600 [10,200] (注)1	普通株式 15,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注)2	1 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2020年7月2日 至 2050年7月1日	自 2021年7月13日 至 2051年7月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,415 資本組入額 1,708 (注)3	発行価格 未定 資本組入額 未定 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。なお、新株予約権を割り当てる日後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。なお、上記の調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

3. 資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人(嘱託社員を除く)のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目が休日当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

(2) 新株予約権者が、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人(嘱託社員を除く)のいずれかに在任中もしくは在職中に死亡した場合又はこれらの地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に死亡した場合、その者の相続人は、その者が死亡した日の翌日から 6 ヶ月を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)1. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編成行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 (注) 3. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使条件
 (注) 4. に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得条項
 以下に準じて決定する。

新株予約権者が、権利を行使する前に、新株予約権の行使条件に該当しなくなった場合、当社は、当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、以下イ、ロ又はハの議案が当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ロ. 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ハ. 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数(株)	発行済株式 総数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額(百万円)	資本準備金 残高(百万円)
2014年6月20日 (注)	3,000,000	86,000,000	-	12,279	-	19,453

(注) 自己株式の消却による減少であります。

(5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満 株式の状 況(株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その 他		
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	41	43	113	293	40	14,926	15,456	-
所有株式 数 (単元)	-	331,553	12,475	3,529	380,469	617	131,107	859,750	25,000
所有株式 数の割合 (%)	-	38.57	1.45	0.41	44.25	0.07	15.25	100	-

(注) 1. 自己株式1,257,153株は「個人その他」に12,571単元及び「単元未満株式の状況」に53株を含めて記載しております。なお、2021年3月31日現在における自己株式の実保有株式数は、株主名簿上の自己株式数と同じく1,257,153株であります。

2. 上記「その他の法人」の中には証券保管振替機構名義の株式が44単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カ ストディ業務部)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	9,170,885	10.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	7,375,600	8.70
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	6,697,000	7.90
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-12	4,967,400	5.86
JP MORGAN CHASE BANK 385632 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営 業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15-1)	1,778,523	2.10
株式会社日本カストディ銀行(信託口7)	東京都中央区晴海1丁目8-12	1,700,700	2.01
TAIYO FUND, L.P. (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	5300 CARILLON POINT KIRKLAND, WA 98033, USA (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	1,473,600	1.74
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1-1	1,440,000	1.70
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営 業部)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1)	1,404,830	1.66
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	1,324,800	1.56
計	-	37,333,338	44.05

(注) 1 . 2021年2月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、三井住友信託銀行株
 式会社及びその共同保有者が2021年2月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当
 社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めてお
 りません。

氏名又は名称	住所	保有株券等 の数(株)	株券等保有 割合(%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	350,000	0.41
三井住友トラスト・アセットマネジメント 株式会社	東京都港区芝公園一丁目1番1号	2,729,900	3.17
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	2,670,800	3.11
計	-	5,750,700	6.69

2. 2021年1月8日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及びその共同保有者が2020年12月28日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	1,324,800	1.54
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	3,460,600	4.02
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	557,700	0.65
計	-	5,343,100	6.21

3. 2020年6月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー及びその共同保有者が2020年5月29日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー (Capital Research and Management Company)	アメリカ合衆国カリフォルニア州、ロサンゼルス、サウスホープ・ストリート333 (333 South Hope Street, Los Angeles, CA 90071, U.S.A.)	8,782,823	10.21
キャピタル・インターナショナル・インク (Capital International, Inc.)	アメリカ合衆国カリフォルニア州90025、ロサンゼルス、サンタ・モニカ通り11100、15階 (11100 Santa Monica Boulevard, 15th Fl., Los Angeles, CA 90025, U.S.A.)	1,170,200	1.36
キャピタル・インターナショナル・エス・エイ・アール・エル (Capital International Sarl)	スイス国、ジュネーブ1201、プラス・デ・ベルグ3 (3 Place des Bergues, 1201 Geneva, Switzerland)	768,300	0.89
キャピタル・インターナショナル株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル14階	6,569,300	7.64
キャピタル・インターナショナル・リミテッド (Capital International Limited)	英国SW1X 7GG、ロンドン、グロスヴェノー・プレイス40 (40 Grosvenor Place, London SW1X 7GG, England)	155,400	0.18
計	-	17,446,023	20.29

4. 2020年4月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、マラソン・アセット・マネジメント・エルエルピーが2020年4月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
マラソン・アセット・マネジメント・エルエルピー (Marathon Asset Management LLP)	英国WC2H 9EAロンドン、アッパー・セントマーティンズ・レーン 5、オリオン・ハウス (Orion House, 5 Upper St. Martin's Lane, London WC2H 9EA, UK)	4,415,600	5.13
計	-	4,415,600	5.13

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,257,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 84,717,900	847,179	-
単元未満株式	普通株式 25,000	-	-
発行済株式総数	86,000,000	-	-
総株主の議決権	-	847,179	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が4,400株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数44個が含まれております。

【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ネットワンシステムズ株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号J Pタワー	1,257,100	-	1,257,100	1.46
計	-	1,257,100	-	1,257,100	1.46

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	457	115,244
当期間における取得自己株式	-	-

- (注) 1. 当事業年度における取得自己株式は、譲渡制限付株式報酬に関する株式の無償取得410株、単元未満株式の買取り47株によるものであります。
2. 当期間における取得自己株式には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(注1)	25,140	19,761,102	91,000	71,514,484
保有自己株式数	1,257,153	-	1,166,153	-

- (注) 1. 当事業年度の内訳は新株予約権の権利行使(株式数16,500株、処分価額の総額12,969,697円)及び譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分(株式数8,640株、処分価額の総額6,791,405円)であります。当期間の内訳は新株予約権の権利行使(株式数91,000株、処分価額の総額71,514,484円)であります。
2. 当期間における保有自己株式数には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権(ストック・オプション)の権利行使及び単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、「企業価値の向上による株主利益の増大を目指すとともに、経営基盤の拡充と成長力の源泉である株主資本の充実を図り、長期にわたり安定的かつ業績を適正に反映した利益還元を行っていく」ことを基本方針としています。これらの観点から配当性向の水準につきましては、『連結配当性向30%以上』を目標といたしております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当については株主総会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき、1株当たり64円の配当（うち中間配当24円）を実施することを決定し、その結果、連結配当性向は44.0%となりました。

内部留保資金につきましては、自己資本の充実を図る一方で、経営基盤の拡充と成長力の維持及び強化のために有効な投資を行いたいと考えています。

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨定款に定めています。

なお、当事業年度の剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
2020年10月27日 取締役会決議	2,033	24.00
2021年6月23日 定時株主総会決議	3,389	40.00

なお、2022年3月期より、下記の基本方針に基づき、株主還元をしております。

当社は、「企業価値の向上による株主利益の増大を目指すとともに、経営基盤の拡充と成長力の源泉である株主資本の充実を図り、長期にわたり安定的かつ業績を適正に反映した利益還元を行っていく」ことを基本方針としています。これらの観点から配当性向の水準につきましては、『連結配当性向40%』を目安に、業績推移や財務状況、中期事業計画の進捗等を総合的に勘案して決定します。

また、内部留保金については、中長期的な事業拡大のための投資やM&A、人財投資などの成長投資のほか、機動的な資本政策の一環として自己株式の取得等に活用します。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社の経営ビジョンは「すべてのステークホルダーから信頼され支持される企業（アドマイヤード・カンパニー）になること」です。

お客様、パートナー、株主、社員への責任を果たし、ICT市場、市民社会、地球環境への貢献を怠らないことによってアドマイヤード・カンパニーになることが実現できると考えています。また、自己の判断ではなく第三者が認めてこそ真のアドマイヤード・カンパニーであると考え、ステークホルダーの皆様からアドマイヤード・カンパニーとして最高の評価をいただけるよう、不断の努力と研鑽を続けてまいります。

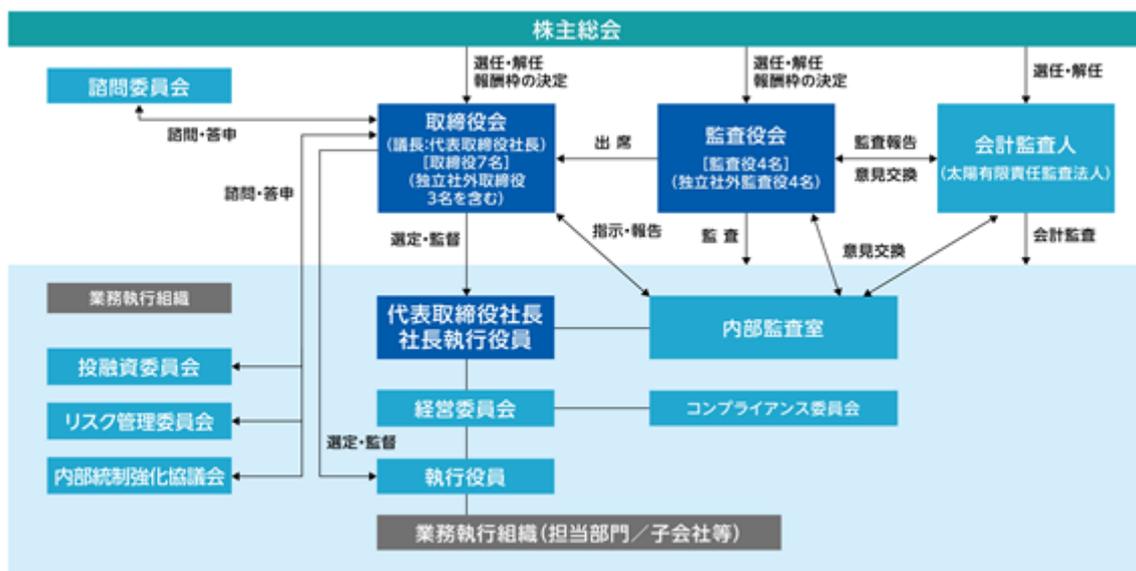
当社は、上記の経営ビジョンのもと、継続した成長を最大の目標としております。当社は、当該目標を達成し、中長期的な企業価値の向上を図るため、透明・公正かつ迅速果敢な意思決定を実現するコーポレート・ガバナンスの充実・強化に継続的に取り組みます。

なお、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び枠組みを定めた「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を、当社のウェブサイトにおいて公表しております。

<https://www.netone.co.jp/ir/policy/governance/>

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由（提出日現在）

当社は、監査役会設置会社であり、取締役会の30%以上を構成する独立社外取締役による経営・職務執行の監督に加え、監査役会の半数以上を構成する独立社外監査役による取締役の職務執行の監査、執行役員制度の導入による取締役会の経営管理・監督機能強化及び業務執行の効率化・迅速化並びに諮問委員会による取締役及び執行役員の選任、解任及び報酬等の公正性・客観性の確保を通して、実効性の高いコーポレート・ガバナンス体制の構築を図っております。



1) 取締役及び取締役会

当社の取締役会は、独立社外取締役3名（全員を東京証券取引所へ独立役員として届出）を含む7名（男性6名、女性1名）で構成され、原則として月1回の開催とし、法令及び定款に定める事項のほか、経営ビジョンや経営方針、中期事業計画その他経営・業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行状況の報告等を通して、経営全般についての監督を行っております。

（体制 代表取締役社長竹下隆史（議長）、取締役田中拓也、同篠浦文彦、同辻晃治、社外取締役早野龍五、同日下茂樹、同伊藤真弥）

また、当社は、社内規程により取締役会の決議を要さない事項の決裁権限を代表取締役社長のもとに設置した経営委員会（月2回程度開催）又は執行役員等に委任することにより、取締役会の機能に関し、経営管理・監督機能に重点化を図り、経営の透明性及び公正性を確保するとともに、迅速かつ効率的な業務遂行体制を構築しております。

2) 監査役及び監査役会

当社の監査役会は、独立社外監査役4名（全員を東京証券取引所へ独立役員として届出）（男性3名、女性1名）で構成され、原則として月1回の開催とし、取締役の職務執行の監査、会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使等を行っております。

（体制 常勤社外監査役野口和弘（議長）、社外監査役堀井敬一、同須田秀樹、同飯塚幸子）

また、監査役は、取締役会、経営委員会、諮問委員会、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会及び投融资委員会等の重要な会議へ出席し、経営・業務執行に関する重要事項等の審議に際しては適宜意見を述べ、経営・業務執行状況の報告の聴取を行うとともに、当社及び子会社の業務並びに財産の状況の調査等により、法令及び定款への適合性の観点から取締役の職務の執行を監査しております。

3) 各種委員会

・諮問委員会

経営の透明性・公正性を高め、コーポレート・ガバナンスを強化するため、取締役会の諮問機関として設置しております。社外取締役が議長を務め、代表取締役、社外取締役、常勤監査役及び社外監査役で構成され、取締役及び執行役員を選任、解任及び報酬等に関する事項を審議及び答申しております。

（体制 社外取締役早野龍五（議長）、同日下茂樹、同伊藤真弥、常勤社外監査役野口和弘、社外監査役堀井敬一、同須田秀樹、同飯塚幸子、代表取締役社長竹下隆史）

・投融资委員会

取締役会による投融资に係る事項の適切かつ効率的な意思決定体制を構築するため、取締役会の諮問機関として設置し、投融资に係る事項を審議・決定しております。経営企画本部担当の取締役が委員長を務め、当社の取締役、執行役員、副本部長及び部長並びに子会社の部長で構成されております。なお、オブザーバーとして、社外監査役及び経営企画本部のエグゼクティブエキスパートが参加しております。

・経営委員会

取締役会の機能に関し、経営管理・監督機能に重点化を図り、経営の透明性及び公正性を確保するとともに、迅速かつ効率的な業務遂行体制を構築するため、代表取締役社長のもとに設置し、社内規程により取締役会の決議を要さない事項の決裁権限を委任しており、会社経営上基本的又は重要な事項につき適切かつ迅速に審議・決定しております。代表取締役社長が委員長を務め、当社の代表取締役社長、取締役、執行役員及び理事並びに子会社の代表取締役社長、執行役員で構成されております。なお、オブザーバーとして、社外取締役、常勤社外監査役、社外監査役及び事業本部の副本部長が参加しております。

・リスク管理委員会

当社グループの企業価値の持続的な向上を図るため、取締役会の諮問機関として設置し、リスク管理活動の評価と統制の責任を担い、当社グループのリスク管理活動に係る重要事項を審議及び答申しております。CROである取締役を掌管役員とし、執行役員経営企画本部長が委員長を務め、取締役、執行役員、リスク管理室長及び法務室長で構成されております。なお、オブザーバーとして、社外取締役、常勤社外監査役及び顧問が参加しております。

・コンプライアンス委員会

当社グループのコンプライアンス強化を推進するため、経営委員会の諮問機関として設置し、コンプライアンス活動の評価と統制の責任を担い、当社グループのコンプライアンス活動に係る重要事項を審議及び答申しております。管理本部担当の取締役を管掌役員とし、事業本部の副本部長が委員長を務め、当社の副本部長、部長・室長、副本部長及び経営企画本部のシニアエキスパート並びに子会社の理事、副本部長及び部長で構成されております。なお、オブザーバーとして、常勤社外監査役及び内部監査室長が参加しております。

・内部統制強化協議会

当社の内部統制システム全般を強化するため、取締役会の諮問機関として設置し、全社横断的かつ継続的な内部統制の有効性の評価・改善提案の実施に係る重要事項を審議及び答申しております。代表取締役社長を統括責任者、執行役員経営企画本部長を統括推進役とし、執行役員、内部監査室長、リスク管理室長及びコンプライアンス室長が責任者を務めております。また、各責任者の下には、事業本部の副本部長及び部長・室長が具体策の推進を担う推進リーダーとして配置されております。

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を定め、これに基づいて運用を行っております。

それらの概要は、以下のとおりであります。

[内部統制システムの基本方針]

当社は、「すべてのステークホルダーから信頼され支持される企業（アドマイヤード・カンパニー）になること」を目指し、以下の基本方針に則り、企業運営の基盤となるべき内部統制システムの整備及び運用を図るとともに、その継続的改善に努める。

当社及び当社子会社の取締役、従業員の職務の執行が法令、定款等に適合することを確保するための体制

1. 当社グループ共通の経営理念、行動指針及びコンプライアンスマニュアルを制定し、これらの見直しと周知・浸透を継続することにより、コンプライアンスに関する企業文化を醸成し、適法かつ公正な企業活動の実践を徹底する。
2. コンプライアンス委員会その他コンプライアンスの主管部門が中心となって、当社グループ全体のコンプライアンス活動の方針・計画に関する審議やモニタリング並びに重大なコンプライアンス違反事案の調査及び再発防止策の審議等を行う。また、コンプライアンスに関する社内規程の整備・運用改善を図るとともに、コンプライアンスと企業理念の一体化を基本に、コンプライアンス意識の醸成と向上を目的としたコンプライアンス研修を計画的かつ継続的に実施する。
3. 当社グループにおけるコンプライアンスに違反する行為の早期発見や是正等を目的に、通報・相談窓口を社内外に設置するとともに、取締役及び執行役員のコンプライアンス違反に関する通報・相談を常勤監査役が受け付ける窓口を設置する。また、コンプライアンス違反に関する通報・相談があった場合、社内規程に基づき、通報・相談者の保護を徹底しながら適正かつ迅速に対処する。さらに、各種教育やイントラネットを通じて、通報・相談窓口の果たす役割と通報・相談の秘密厳守を積極的に周知する。
4. 当社グループの社内規程において「反社会的勢力との交際禁止」を行動基準として明記し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たないことを基本方針とする。また、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、所轄警察署、顧問弁護士など外部専門機関との密接な連携を図り、反社会的勢力に関する情報収集と適切な助言・協力を確保できる体制を整備・強化する。さらに、当社グループ内のコンプライアンス研修等を通じて、反社会的勢力排除の周知徹底を図る。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 取締役会、経営委員会等の重要な会議体に係る議事録及び参考資料等、重要な文書については、法令及び社内規程に基づき保存及び管理を行い、取締役及び監査役がこれらの文書を常時閲覧・謄写できる体制を整備する。

当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. リスク管理委員会その他リスク管理の主管部門が中心となって、当社グループにおける網羅的なリスク管理活動の方針・計画の策定及びリスク分析・評価を行う。

2. リスク管理委員会その他リスク管理の主管部門が中心となって、リスクの発生防止並びに顕在化したリスクへの対応に関する指示及びモニタリング等を行う。
3. 当社グループにおけるリスクに関する情報がリスク管理委員会その他リスク管理の主管部門に適切に報告・集約される体制を整備する。
4. 当社グループにおけるリスク管理に関連する社内規程の整備・運用改善を図るとともに、発生したリスクの共有等を通して、役職員のリスク管理意識の向上を図る。
5. 当社グループにおける主なリスクは以下のとおりであり、これらリスクに対して上記のリスク管理活動を通じて適切に対処する。なお、オペレーショナルリスクに対するリスク管理活動については、いわゆる3ラインの概念を踏まえ、営業部門・事業部門を第1ライン、第1ラインを監視する業務統制部門を第1.5ライン、管理部門を第2ライン、内部監査部門を第3ラインとする組織体制を整備し、牽制機能の強化と適切なリスク管理を行うことができる体制の構築を図る。

(1) ビジネスリスク

景気変動、為替変動、金利変動等の経済環境の変化、市場や顧客ニーズの変化、技術開発競争や販売競争に伴う製品・サービスの市場ポジションの変化など、いわゆるビジネスリスク
大規模な自然災害、悪性の感染症の蔓延等により事業継続が困難となるリスク
新たな事業・投資におけるリスク

(2) オペレーショナルリスク

取締役及び従業員の不正行為や機密情報の漏えいにより会社の信用を失墜し事業が停滞するリスクなど、いわゆるオペレーショナルリスク

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 執行役員制度を導入し、取締役会の機能を経営管理・監督機能に重点化することにより、コーポレート・ガバナンスの強化を図るとともに、経営管理・監督機能から分離された業務執行機能の迅速かつ効率的な遂行体制を構築する。
2. 取締役会決議事項を除く経営・業務執行に関する重要事項については、経営委員会において審議・決定する。
3. 主要な事項の執行決定に係る権限とプロセスは社内規程に定める。
4. 業務効率向上（コスト低減と成果拡大）の観点から、業務システムの継続的な見直しと改善を図るとともに、これを支える情報システム基盤の整備・拡充を図る。

当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「当社及び当社子会社の取締役、従業員の職務の執行が法令、定款等に適合することを確保するための体制」に記載の体制のほか、以下の体制を整備する。

- ・子会社の取締役その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 1. 当社グループ各社（当社グループのうち当社以外の会社を指す。以下同じ。）の主管部門を設置し、社内規程に基づき、経営状況及び財務状況等について定期的に報告を受けるとともに、経営上の重要事項の決定に際しては、事前協議を行う。
 2. 定期的にグループ事業連絡会を開催し、当社グループの経営上の諸課題等を共有するなど、円滑なグループ運営を推進する。
- ・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 1. 中期事業計画を当社グループ各社も参画しながら策定し、当該事業計画に基づく当社グループ各社の経営状況等を定期的に報告させるとともに、進捗状況等を管理する。
 2. 当社グループ各社における主要な事項の執行決定に係る権限とプロセスを当社グループ各社の社内規程に定める。
- ・その他当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 1. 当社の取締役又は従業員を当社グループ各社の取締役及び監査役として任命・派遣し、当社グループ各社における取締役及び従業員の業務執行状況を監督又は監査させる。
 2. 金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性確保に関しては、内部監査室が、社内規程に基づき、当社グループ各社との連携により、当社グループの内部統制の整備・運用状況を定期的に把握・評価する。

監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項並びに従業員の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

1. 監査役の職務を補助すべき従業員を配置する。
2. 監査役の職務を補助すべき従業員の人事異動及び人事評価等に関しては、監査役の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保する。
3. 監査役の職務を補助すべき従業員が監査役からその職務に関して必要な指示を受けた場合、当該指示に従うよう必要な体制を整備する。

監査役への報告に関する体制及び監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

1. 当社グループの取締役及び従業員は、当社グループにとって重大な法令・定款違反の事実及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、直ちに自社の監査役（自社に監査役が存在しない場合は当社の監査役）に報告する。
2. 当社グループの取締役及び従業員は、当社又は当社グループ各社の監査役からその職務執行に関する事項について報告を求められた場合、速やかに当該事項について報告を行う。
3. 前二項に基づき当社グループ各社の取締役及び従業員から報告を受けた当社グループ各社の監査役は、速やかにこれを当社の監査役に対し報告する。また、当社グループの監査役連絡会を定期的で開催し、当社の監査役は、当社グループ各社の監査役から当社グループ各社における監査の実施状況等について報告を受ける。
4. 当社及び当社グループ各社の監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止するとともに、通報・相談窓口の果たす役割と通報・相談の秘密厳守を積極的に周知し、当社グループの役員及び従業員が安心して通報・相談できる環境を整備する。

監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役は、取締役会及び経営委員会等の重要な会議体への出席を通じ、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握する。また、常勤監査役は、代表取締役をはじめとする経営陣及び社外取締役と定期的に会合を開き、意見交換を行った上で、その結果を社外監査役にも共有する。
2. 監査役は、会計監査人や内部監査室と定期的に会合を開き、意見交換を行う。
3. 監査役は、当社における内部監査の年度計画並びに実施状況及びその結果について、内部監査部門から定期的に報告を受ける。
4. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

[内部統制システムの運用状況の概要]

1) リスク管理体制

イ. リスク管理委員会の開催

当事業年度中は、CROである管理本部担当の取締役を管掌役員とし、リスク管理室長が委員長を務め、委員には当社の部長・室長並びに子会社の社長及び部長を任命し（ただし、2020年12月に体制の見直しを行い、同月以降、委員には当社の取締役及び執行役員を任命）、計11回開催しました。なお、オブザーバーとして、社外取締役及び常勤監査役が参加しました。

ロ．リスク管理に関する取組

リスク管理委員会において、当事業年度における各部門のオペレーショナルリスクの洗い出しを行い、主管部門のリスク管理活動についてモニタリングを実施しながら、半期ごとに経営委員会へ報告するとともに、適宜その指示を受けることによりリスク管理活動の改善・強化を図りました。また、リスク管理体制の強化について外部専門家の目線を取り入れるため、外部専門家との間でアドバイザー契約を2020年12月に締結し、外部専門家から適宜助言・支援を受けることのできる体制を構築しております。

なお、当事業年度においては、前記の取組に基づくリスク管理を行いました。過年度に遡った資金流用及び原価付替等が発生したことにより、当事業年度の業績に影響が出ております。

2) コンプライアンス体制

イ．コンプライアンス委員会の開催

当事業年度中は、CROである管理本部担当の取締役を管掌役員とし、法務・CSR室長が委員長を務め、委員には当社の部長・室長並びに子会社の社長及び部長を任命し、計12回開催しました。なお、オブザーバーとして、社外取締役、常勤監査役及びリスク管理室長が参加しました。

ロ．コンプライアンスに関する取組

内部通報制度の有効性を一層高めるため、ハラスメントに関する通報相談窓口と不正に関する通報相談窓口とを分離し通報内容に応じた適切な担当者が通報を受けることができる体制の構築や、各部門で取り組むべきコンプライアンスに関する活動計画の策定や役職員自身が取り組むべきコンプライアンスに関する活動の宣言とこれらに対するレビューや意見交換の実施、また部門又はチーム単位での不正やハラスメント等を題材にした事例研究会を開催しました。その他、従業員及び協力会社社員を対象としたアンケート調査、教育啓蒙活動（eラーニング及び宣誓、全社員を対象としたコンプライアンス講話、新入社員・中途入社社員を対象とした研修等）を実施し、これらの活動内容はコンプライアンス委員会において審査・検討を行ったうえで具体的な対応及び措置を実施しております。

なお、当事業年度において、法令違反等に関わる重大な通報・相談案件はありませんでした。

3) 効率的業務執行体制

社内規程に定めた取締役会及び経営委員会での決議事項等の意思決定ルールに基づき、取締役会（当事業年度中に計15回（その他、取締役会決議があったものとみなす書面決議が計10回）開催）及び経営委員会（当事業年度中に計22回開催）において、各決議事項を審議し、効率的な意思決定を行っています。

4) 子会社管理体制

子会社の取締役及び監査役には当社の取締役又は従業員を任命しております。

当社グループ各社の管理の主管部門は、社内規程の定めにより、子会社の事業計画等を経営委員会に付議しその承認を得るとともに、その経営状況について取締役会、経営委員会及び投融资委員会へ報告しております。

また、当事業年度において、グループ事業連絡会は10回開催しました。

5) 監査役監査体制

監査役は、取締役会、経営委員会、諮問委員会、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会及び投融资委員会等の重要な会議へ出席するとともに、当社代表取締役との意見交換会（当事業年度中に2回開催）、当社グループの役員及び従業員からのヒアリング、グループ会社監査役連絡会（当事業年度中に2回開催）等を実施しました。

また、会計監査人から、法令に基づく事業年度の監査結果についての定期報告を受け、内部統制システムの整備状況などについて情報交換、意見交換を実施しました。

取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役との間で締結している責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令が規定する額を責任の限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした事項及びその理由

1) 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策等の遂行を可能にするためであります。

2) 中間配当金

当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

3) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の責任を法令の定める範囲内で免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 9名 女性 2名 (役員のうち女性の比率18.2%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長 社長執行役員	竹下 隆史	1965年3月28日生	1988年4月 アンガマン・バス株式会社入社 1989年5月 当社入社 2006年4月 ネットワークサービスアンドテクノロジー株式会社(現 ネットワンシステムズ株式会社)テクニカルサービス本部執行本部長(出向) 2009年6月 同社取締役 2011年7月 当社執行役員 2018年6月 当社取締役 執行役員 2021年4月 当社代表取締役社長 社長執行役員(現任)	(注)3	46,230
取締役 常務執行役員 東日本第1事業本部、東日本第2事業本部、中部事業本部、西日本事業本部各担当	田中 拓也	1969年4月7日生	1992年4月 日本ユニシス株式会社入社 1996年8月 日本シスコシステムズ株式会社(現シスコシステムズ合同会社)入社 2000年8月 同社西日本営業本部長 2009年4月 当社入社 ネットワンパートナーズ株式会社西日本営業本部長 2013年4月 同社執行役員 2014年4月 同社取締役 執行役員 2017年4月 当社執行役員 ネットワンパートナーズ株式会社取締役 常務執行役員 2018年4月 同社代表取締役社長 社長執行役員(現任) 2018年6月 当社取締役 執行役員 2021年6月 当社取締役 常務執行役員 東日本第1事業本部、東日本第2事業本部、中部事業本部、西日本事業本部各担当(現任)	(注)3	2,029
取締役 執行役員 ビジネス開発本部長、カスタマーサービス本部担当	篠浦 文彦	1961年7月13日生	1984年4月 鐘紡株式会社入社 1989年4月 同社情報システム事業部市場開発グループ長 1992年4月 マッジ・ジャパン株式会社ビジネス開発室長 1997年1月 日本シスコシステムズ株式会社(現シスコシステムズ合同会社)製品企画部長 2004年8月 同社執行役員 2008年11月 当社顧問 2009年1月 ネットワンパートナーズ株式会社執行役員 2011年4月 当社執行役員 2018年4月 当社常務執行役員 2019年6月 当社取締役 執行役員 2021年4月 当社取締役 執行役員 ビジネス開発本部長、カスタマーサービス本部担当(現任)	(注)3	480

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 執行役員 東日本第1事業本部長、東日本第2事業本部、中部事業本部、西日本事業本部各副担当	辻 晃治	1968年2月21日生	1990年4月 大日本スクリーン製造株式会社(現株式会社SCREENホールディングス)入社 2001年4月 当社入社 2005年10月 当社第4事業本部関西第1事業部長 2019年4月 当社東日本第2事業本部副本部長 2020年4月 当社執行役員 2021年4月 当社執行役員 東日本第1事業本部長 2021年6月 当社取締役 執行役員 東日本第1事業本部長、東日本第2事業本部、中部事業本部、西日本事業本部各副担当(現任)	(注)3	300
取締役	早野 龍五	1952年1月3日生	1979年4月 東京大学理学部助手 1982年11月 文部省高エネルギー物理学研究所(現大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構)助教授 1985年4月 東京大学理学部客員助教授 1986年4月 同大学理学部物理助教授 1997年1月 同大学大学院理学系研究科教授 2015年6月 公益財団法人放射線影響研究所評議員(現任) 2016年8月 公益社団法人才能教育研究会(スズキ・メソッド)代表理事(現任) 2017年4月 株式会社ほぼ日サイエンスフェロー 2017年5月 合同会社早野龍五事務所代表社員(現任) 一般財団法人重田教育財団(現 公益財団法人重田教育財団)理事(現任) 2017年6月 東京大学名誉教授(現任) 2018年4月 一般社団法人国際物理オリンピック2022協会(現 一般社団法人国際物理オリンピック2023協会)理事(現任) 2018年6月 当社取締役(現任)	(注)3	314
取締役	日下 茂樹	1952年11月26日生	1977年4月 三菱商事株式会社入社 2007年4月 同社執行役員 2009年4月 株式会社アイ・ティ・フロンティア(現 日本タタ・コンサルタンシー・サービス株式会社)代表取締役 執行役員社長・COO 2011年4月 株式会社インテック常務取締役 2015年5月 同社代表取締役社長 2015年6月 TIS株式会社取締役 2018年4月 株式会社インテック常任顧問 2020年6月 当社取締役(現任)	(注)3	565
取締役	伊藤 真弥	1976年12月28日生	2002年10月 弁護士登録 あさひ・狛法律事務所(現 西村あさひ法律事務所)入所 2007年7月 株式会社みずほコーポレート銀行(現株式会社みずほ銀行)出向 2010年4月 駿河台大学法科大学院非常勤講師 2012年8月 独立行政法人中小企業基盤整備機構中小企業大学校講師 2016年1月 西村あさひ法律事務所パートナー(現任) 2019年6月 株式会社オプティマスグループ社外取締役(監査等委員)(現任) 2021年4月 ヒューマンライフコード株式会社社外監査役(現任) 2021年6月 当社取締役(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)	野口 和弘	1957年6月6日生	1985年9月 監査法人中央会計事務所入所 1989年3月 公認会計士登録 2000年7月 中央青山監査法人 パートナー 2007年8月 新日本監査法人(現 EY 新日本有限責任監査法人) シニアパートナー 2019年7月 野口和弘公認会計士事務所設立 (現任) 2020年6月 株式会社ニチリョク社外監査役 (現任) 2021年6月 当社監査役(現任)	(注)4	-
監査役	堀井 敬一	1951年9月4日生	1979年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 平沼高明法律事務所勤務 1995年1月 原田・内田・相山法律事務所(現 虎ノ門南法律事務所)パートナー(現任) 1995年4月 第一東京弁護士会仲裁センター運営委員会委員(現任) 2008年3月 マプチモーター株式会社監査役 2011年6月 三和倉庫株式会社監査役 2016年6月 当社監査役(現任)	(注)5	-
監査役	須田 秀樹	1943年5月4日生	1966年4月 藤倉電線株式会社(現 株式会社フジクラ)入社 1994年7月 同社理事 総務部長 1998年7月 同社理事 地域開発部長 2000年6月 フジクラ開発株式会社取締役社長 2005年6月 株式会社フジクラ常勤監査役 2007年6月 同社顧問 2007年12月 株式会社藤給食センター顧問 2012年6月 朝日ビル管財株式会社顧問 2016年6月 当社監査役(現任)	(注)5	2,800
監査役	飯塚 幸子	1969年9月16日生	1994年10月 学校法人大原学園大原簿記学校入社 1998年4月 公認会計士登録 2000年1月 株式会社ディーバ入社 2012年3月 株式会社ラウレア代表取締役(現任) 2019年6月 株式会社幸楽苑ホールディングス社外監査役(現任) 2019年9月 株式会社BeeX社外監査役(現任) 2020年6月 当社監査役(現任)	(注)5	169
計					52,887

- (注) 1. 取締役 早野龍五氏、日下茂樹氏及び伊藤真弥氏は、社外取締役であります。なお、当社は取締役 早野龍五氏、日下茂樹氏及び伊藤真弥氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役 野口和弘氏、堀井敬一氏、須田秀樹氏及び飯塚幸子氏は、社外監査役であります。なお、当社は監査役 野口和弘氏、堀井敬一氏、須田秀樹氏及び飯塚幸子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 2021年6月23日開催の定時株主総会の終結の時から1年間。
4. 2021年6月23日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。
5. 2020年6月11日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。
6. 所有株式数には、役員持株会における各自の持分を含めた実質所有株式数を記載しております。
 なお、提出日(2021年6月24日)現在における役員持株会の取得株式数を確認することができないため、2021年5月31日現在の実質所有株式数を記載しております。

7. 当社では、取締役会の機能を経営管理・監督機能に重点化することにより、当社のコーポレート・ガバナンスの強化を図るとともに、経営管理・監督機能から分離された業務執行機能の迅速かつ効率的な遂行体制を構築するため、執行役員制度を導入しております。なお、提出日現在の執行役員は次の13名であります。

氏名	役職及び担当
竹下 隆史	代表取締役社長 社長執行役員 最高リスク管理責任者(CRO) 最高コンプライアンス責任者(CCO)
田中 拓也	取締役 常務執行役員 ネットワンパートナーズ株式会社 代表取締役社長
篠浦 文彦	取締役 執行役員 最高マーケティング責任者(CMO) ビジネス開発本部長
辻 晃治	取締役 執行役員 東日本第1事業本部長
石橋 和明	執行役員 最高財務責任者(CFO) 経営企画本部長 ネットワンパートナーズ株式会社 取締役
岩本 智浩	執行役員 最高情報責任者(CIO) 管理本部長 Net One Systems USA, Inc. President & CEO
林 克也	執行役員 業務統制本部長
上野 潤二	執行役員 東日本第2事業本部長
中村 淳一	執行役員 中部事業本部長
畠山 大輔	執行役員 西日本事業本部長
松本 陽一	執行役員 カスタマーサービス本部長 エクストリーク株式会社 取締役
福本 英雄	執行役員 ネットワンネクスト株式会社 代表取締役社長
Alex Toh	執行役員 Net One Systems Singapore Pte. Ltd. Director Net One Asia Pte. Ltd. Group MD

社外役員の状況

- 1) 当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係

当社の社外取締役は3名、社外監査役は4名であります。

社外取締役早野龍五氏は、現在、東京大学名誉教授であり、当社は同大学との間に取引がありますが、当期における当社の同大学に対する売上高は当社の当期の売上高の約0.1%に留まり一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。

社外取締役日下茂樹氏は、日本タタ・コンサルタンシー・サービスズ株式会社の出身者（2011年3月まで在籍）であり、当社は同社との間に取引がありますが、当期における当社の同社に対する売上高は当社の当期の売上高の約0.1%、2020年3月期における当社の同社からの仕入高は同社の2020年3月期の売上高の0.1%未満に留まり一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。

また、同氏は、株式会社インテックの出身者（2019年3月まで在籍）であり、当社は同社との間に取引がありますが、当期における当社の同社に対する売上高は当社の当期の売上高の0.1%未満、2020年3月期における当社の同社からの仕入高は同社の2020年3月期の売上高の0.1%未満に留まり一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。

さらに、同氏は、TIS株式会社の出身者（2018年6月まで在籍）であり、当社は同社との間に取引がありますが、当期における当社の同社に対する売上高は当社の当期の売上高の約0.2%、当期における当社の同社からの仕入高は同社の2021年3月期の売上高の0.1%未満に留まり一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。

社外監査役野口和弘氏は、EY新日本有限責任監査法人の出身者（2019年6月まで在籍）であり、当社は同法人との間に取引がありますが、2020年3月期の第2四半期から2021年3月期の第1四半期における当社の同法人からの仕入高は同法人の2020年6月期の売上高の0.1%未満に留まり一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。

なお、社外取締役早野龍五氏、同日下茂樹氏、社外監査役須田秀樹氏及び同飯塚幸子氏は、「役員一覧」に記載のとおり、当社株式を保有しております。

その他の社外取締役、社外監査役と当社との間には人的関係、資本的关系、取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、全社外取締役3名及び全社外監査役4名の合計7名を東京証券取引所へ独立役員として届け出ております。

2) 当社の企業統治において果たす機能及び役割並びに当社からの独立性に関する基準又は方針の内容及び選任状況に関する考え方

当社は、諮問委員会の審議を経たうえで社外取締役及び社外監査役の選任基準を以下のとおり定めております。

<社外取締役候補者の選任基準>

イ．企業経営、法令遵守、財務会計等の分野に関して豊富な経験をもち、社会情勢・経済動向に関する高い見識に基づく客観的かつ専門的な視点をもつ者

ロ．社外取締役選任の本来の目的に適うよう、当社の定める「独立性基準」を満たす者

<社外監査役候補者の選任基準>

イ．様々な分野に関する知識、経験をもち、かつ専門的な視点をもつ者

ロ．社外監査役選任の本来の目的に適うよう、当社の定める「独立性基準」を満たす者

社外取締役は、上記の選任基準に照らして選任しており、独立した立場からの客観的かつ中立的な視点に基づき経営に対する助言・監督の職務を遂行しております。

社外取締役早野龍五氏は、物理学研究を専門とする大学教授としての豊富な知見・経験及び各種団体における実務により培われた見識を当社の経営の監督に十分に活かしていただいております。

社外取締役日下茂樹氏は、情報通信事業分野の豊富な知見・経験及び他社における代表取締役又は取締役としての経験を当社の経営の監督に十分に活かしていただいております。

社外取締役伊藤真弥氏は、弁護士としての豊富な知見・経験及び他社における取締役又は監査役としての経験を当社の経営の監督に十分に活かしていただいております。

社外監査役についても、上記の選任基準に照らして選任しており、独立した立場からの客観的かつ中立的な視点に基づき監査を遂行しております。

常勤社外監査役野口和弘氏は、公認会計士として培ってきた財務・会計に関する幅広い知見・経験を当社の経営の客観的かつ中立的な監査に十分に活かしていただいております。

社外監査役堀井敬一氏は、弁護士として培ってきた企業法務に関する幅広い知見・経験を当社の経営の客観的かつ中立的な監査に十分に活かしていただいております。

社外監査役須田秀樹氏は、情報通信事業分野の豊富な知見・経験及び企業経営者としての経験を当社の経営の客観的かつ中立的な監査に十分に活かしていただいております。

社外監査役飯塚幸子氏は、公認会計士として培ってきた財務・会計に関する幅広い知見・経験及び他社における代表取締役としての経験を当社の経営の客観的かつ中立的な監査に十分に活かしていただいております。

社外監査役は上記のとおりそれぞれの専門分野に関する豊富な知見・経験を持ち寄ることで、多様な視点に基づいた客観的な監査を実施しており、経営の健全性と透明性が十分に確保されております。

当社の定める「独立性基準」は以下のとおりです。

<独立性基準>

当社は、以下の通り社外取締役及び社外監査役の独立性基準を定め、社外取締役及び社外監査役のうち、以下のいずれにも該当しない者を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有する社外役員と判断します。

- 1 現在又は過去において、当社及び当社の子会社の業務執行者 1 であり又はあった者
- 2 当社を取引先とする者で、直近事業年度における当社の仕入額が、その者の当該事業年度における売上高の2%を超える取引先又はその業務執行者
- 3 当社の取引先で、直近事業年度における当社の売上高が、当社の当該事業年度における売上高の2%を超える取引先又はその業務執行者
- 4 当社の総議決権の10%以上を保有する大株主又はその業務執行者
- 5 公認会計士、弁護士、コンサルタント等で、当社から役員報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている者（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者）

- 6 当社から直近事業年度において年間1,000万円を超える寄付を受けている者（当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合には、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者）
- 7 過去3年間に於いて、上記2から6までのいずれかに該当していた者
- 8 下記のいずれかに該当する者の配偶者又は2親等以内の親族
 - (1) 現在又は過去3年間に於いて、当社及び当社子会社の重要な業務執行者 2であった者
 - (2) 上記2から4に該当する者
ただし、「業務執行者」とは重要な業務執行者をいう。
 - (3) 上記5又は6に該当する者
ただし、「団体に所属する者」とは、当該団体の重要な業務執行者（又は重要な業務執行者と同等の重要性を有していると判断される者）又は当該団体が、監査法人又は法律事務所等の専門家である場合、公認会計士、弁護士等の専門的な資格を保有する者をいう。
 - 1 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する者をいう。
 - 2 重要な業務執行者とは、業務執行者のうち、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び部門長等の重要な業務執行を行う者をいう。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会及び経営委員会への出席を通じて、また、社外監査役は、「(3) 監査の状況」に記載のとおり、取締役会及び監査役会への出席を通じて、内部監査、監査役監査、会計監査及び内部統制に係る報告を受け、必要な意見を述べております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

1) 監査役監査の組織、人員及び手続

監査役監査の組織、人員及び手続については、「(1)コーポレート・ガバナンスの概要 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由」及び「(2)役員の状況 社外役員の状況」を参照下さい。なお、常勤社外監査役野口和弘氏及び社外監査役飯塚幸子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

2) 監査役及び監査役会の活動状況

当事業年度において当社は監査役会を13回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

区 分	氏 名	監査役会への出席状況
常勤監査役	松田 徹	全13回中13回(100%)
社外監査役	菊池 正道	全2回中2回(100%)(注)1
社外監査役	堀井 敬一	全13回中13回(100%)
社外監査役	須田 秀樹	全13回中13回(100%)
社外監査役	飯塚 幸子	全11回中11回(100%)(注)2

(注) 1. 菊池正道氏は、2020年6月11日開催の第33回定時株主総会で監査役を退任しましたので、退任前に開催された監査役会(2回)への出席率を記載しております。

2. 飯塚幸子氏は、2020年6月11日開催の第33回定時株主総会で監査役に新たに選任され就任しましたので、就任後に開催された監査役会(11回)への出席率を記載しております。

監査役会における主な検討事項として、内部統制システムの整備・運用状況(リスク管理体制、ガバナンス体制、海外を含む企業集団内部統制など)、重要監査項目等、監査環境の整備、会計監査人の監査の相当性、競業取引・利益相反取引、不祥事等への対応について、各監査役と協議しました。

また、常勤監査役の活動として、当社代表取締役並びに当社グループの役員及び従業員からのヒアリング、重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、現場往査等を実施しました。

内部監査の状況

内部監査については、代表取締役社長直属の組織として内部監査室(12名)を設置しており、内部監査室が、会社における事業活動が事業計画、経営方針、社内規程等に沿い、また、法令や社会倫理等に抵触することなく適正かつ効率的に行われているかを調査し、必要な改善事項を指摘するとともに、改善状況をフォローしております。

内部監査室、監査役及び会計監査人は、それぞれ定期的又は必要に応じて会合を開催し、監査計画、監査実施状況等の報告を行い、相互の連携強化を図っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 継続監査期間

1996年以降

上記記載の期間は、調査が著しく困難であったため、当社が株式上場した以後の期間について調査した結果について記載したものであり、継続監査期間はこの期間を超える可能性があります。

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 三澤 幸之助

指定有限責任社員 業務執行社員 村上 淳

d. 監査業務に係る補助者の構成

補助者 公認会計士12名、その他18名

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定に際しては、監査品質の維持・向上を図りつつ効率的に行われることが重要と考え、「f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価」に記載の評価を実施し、監査役会の決議を経て株主総会に付議することとしています。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告するものといたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、監査方法・監査結果の妥当性、監査法人の独立性・専門性、監査体制等の他、日本監査役協会の「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する実務指針」に基づき策定した当社の14項目の評価基準に基づいて実施しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	241	5	154	8
連結子会社	-	-	-	-
計	241	5	154	8

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における監査証明業務に基づく報酬の額には訂正財務諸表等に係る監査報酬がそれぞれ188百万円、95百万円含まれております。

当社における非監査業務の内容は、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」導入に係る助言・指導業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、監査日数等を勘案したうえで決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等を確認した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

1) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針及びその決定方法

・取締役の報酬等

当社は、2021年3月26日開催の取締役会において、役員報酬決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

役員報酬決定方針の内容は次のとおりです。

役員報酬決定方針

基本方針

当社の役員報酬制度は、業績との連動を強化し継続した成長と企業価値の継続的向上を図るものであること、及び、報酬等の決定プロセスが公正性・客観性の高いものであることを基本方針とします。

報酬体系

上記基本方針に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬等は、固定報酬である基本報酬、業績等に応じて毎年支給される短期的な業績連動報酬である賞与及び中長期的な業績連動報酬である株式報酬型ストックオプションの3種類から構成します。

一方で、社外取締役及び監査役の報酬等は、独立性を担保する等の観点から基本報酬のみから構成します。

取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針

基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針等

基本報酬は、各取締役の役位、在任年数及び実績を総合的に勘案して、その基本となる額を設定し、株主総会において決議された取締役の報酬限度額の範囲内で、毎月支給します。

業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針等

賞与は、業績との連動を強化し継続した成長を遂げるために、取締役会長、社長執行役員及び事業担当以外の執行役員について、全社連結業績（連結受注高及び連結営業利益に関する従業員1人当たりの生産性）の目標達成度に基づき、また、事業担当執行役員については、全社連結業績の目標達成度に加えて、担当事業部門の業績（部門別受注高及び部門別営業利益に関する従業員1人当たりの生産性）の目標達成度をも踏まえて、各取締役の個人別の支給額を決定し、事業年度ごとに株主総会において決議された総額をもとに、毎年一定の時期に支給します。

株式報酬型ストックオプションは、取締役の報酬と株式価値とを連動させることにより、株価変動によるメリットやリスクを株主と共有し、中長期的な企業価値の向上、株価上昇への意欲や士気をより一層高めることを目的とします。各取締役の個人別支給額（ストックオプションの割当個数）の決定にあたっては、各取締役の役位に基づき設定した基本となる額を、当該ストックオプション1個当たりの公正評価額で除することにより算出し、株主総会において決議された取締役の報酬限度額の範囲内で、毎年一定の時期に支給します。公正評価額は、ストックオプションの発行が決議される取締役会開催日の前日を起算日とし10営業日前の日を基準日として、外部評価機関がストックオプション等に関する会計基準に基づき、ブラック・ショールズモデルにより算出します。なお、公正評価額の算定の基礎とする株価は、基準日から基準日を含む10営業日前の日までの期間における東京証券取引所の当社普通株式の終値（取引が成立しなかった日については直近の取引成立日の終値）の単純平均（1円未満は切上げ）とします。当社の執行役員及び当社子会社の取締役に對しても上記と同内容のストックオプションを、取締役会決議により割り当てます。また、株式報酬型ストックオプションとして割り当てられた新株予約権の行使にあたっては、新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人（嘱託社員を除く）のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとします。

報酬等の種類ごとの個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（社外取締役を除く）の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や同一の業種・業態の企業の報酬水準を考慮しながら、上記基本方針に沿う構成とし、諮問委員会において検討を行うものとし、取締役会から委任を受けた代表取締役社長は、諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合にて個人別の報酬等の内容を決定します。

なお、取締役（社外取締役を除く）の報酬等に係る基本報酬、賞与及び株式報酬型ストックオプションの比率の目安は、以下のとおりとします。

役位	基本報酬	賞与	株式報酬型ストックオプション
代表取締役	62.69%～63.58%	26.39%～27.36%	9.93%～10.26%
取締役又は役付執行役員	63.16%～63.49%	26.32%～26.46%	10.05%～10.53%
執行役員	63.37%～63.67%	26.40%～26.53%	9.80%～10.23%

（注）1．この表に記載の割合は、業績連動報酬に係る目標に対する達成度合いが100%である場合の目安になります。

2．各役員の役割等級に応じて異なる報酬テーブルが適用されるため、同一役位内であっても、個人別に報酬の種類別の割合が異なります。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社は、経営の透明性・公正性を高め、コーポレート・ガバナンスを強化するため、取締役会の諮問機関として、代表取締役、社外取締役、常勤監査役及び社外監査役で構成され、社外取締役が議長を務める諮問委員会を設置します。諮問委員会は、取締役会からの諮問に応じて、取締役及び執行役員の選任、解任及び報酬等に関する事項を審議し、取締役会に対して答申します。

取締役（社外取締役を除く）の個人別の報酬等の額について、代表取締役社長は、報酬等の公平性・客観性を確保するため、取締役会の諮問機関である諮問委員会で審議された内容に従って、取締役会の決議により委任を受けた基本報酬及び賞与に係る取締役の個人別の支給額を決定します。なお、株式報酬型ストックオプションについては、取締役会の諮問機関である諮問委員会で審議された内容に従って、取締役会で各取締役の個人別支給額（ストックオプションの割当個数）を決議します。

また、社外取締役の個人別の報酬等の額について、代表取締役社長は、報酬等の公平性・客観性を確保するため、取締役会の諮問機関である諮問委員会で審議された内容に従って、取締役会の決議により委任を受けた取締役の個人別の支給額を決定します。

・監査役の報酬等

監査役の報酬等の決定に際しては、株主総会で決議された監査役報酬限度額の範囲内で監査役の協議により決定します。監査役の報酬等の構成は、独立性を担保する等の観点から基本報酬のみとしております。

2) 役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日及び決議の内容

[取締役の報酬等]

取締役の報酬限度額は、2015年6月16日開催の第28回定時株主総会において、年額470百万円以内（うち社外取締役を除く取締役の報酬等の額を年額400百万円以内、社外取締役の報酬等の額を年額70百万円以内）と決議いただいております（当該株主総会の終結時の取締役の員数は11名（うち社外取締役の員数は4名））。

また、取締役（社外取締役を除く）の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等は、2012年6月14日開催の第25回定時株主総会において、上記報酬限度額の決議とは別途、年額50百万円以内と決議いただいております（当該株主総会の終結時の取締役の員数は5名（社外取締役を除く））、2021年6月23日開催の第34回定時株主総会においても、変更はございません（当該株主総会の終結時の取締役の員数は4名（社外取締役を除く））。

さらに、当事業年度に係る取締役（取締役荒井透氏、取締役吉野孝行氏、取締役平川慎二氏、取締役田中拓也氏及び社外取締役を除く）の賞与は、2021年6月23日開催の第34回定時株主総会において、上記報酬限度額の決議とは別途、総額22百万円と決議いただいております（当該賞与の支給対象の取締役の員数は2名）。

[監査役の報酬等]

監査役の報酬限度額は、2004年6月25日開催の第17回定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております（当該株主総会の終結時の監査役の員数は4名）。

3) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の氏名又は名称、その権限の内容及び裁量の範囲

取締役（社外取締役を除く）の個人別の報酬等の額について、代表取締役社長は、報酬等の公平性・客観性を確保するため、取締役会の諮問機関である諮問委員会で審議された内容に従って、取締役会の決議により委任を受けた基本報酬及び賞与に係る取締役の個人別の支給額を決定します。なお、株式報酬型ストックオプションについては、取締役会の諮問機関である諮問委員会で審議された内容に従って、取締役会で各取締役の個人別支給額（ストックオプションの割当個数）を決議します。

また、社外取締役の個人別の報酬等の額について、代表取締役社長は、報酬等の公平性・客観性を確保するため、取締役会の諮問機関である諮問委員会で審議された内容に従って、取締役会の決議により委任を受けた取締役の個人別の支給額を決定します。

取締役会は、当事業年度の各取締役の基本報酬に係る個人別の支給額の決定については、決定時に代表取締役社長であった荒井透氏に、当事業年度の実績に係る個人別の支給額の決定については、代表取締役社長である竹下隆史氏に委任しております。かかる権限を委任している理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門や職責について評価を行うのは代表取締役が適していると判断したためであります。なお、上記の各代表取締役社長は、委任された内容の決定にあたっては、事前に諮問委員会において審議された内容に従っております。

監査役の報酬等の額については、株主総会で決議された監査役の報酬限度額の範囲内で監査役の協議により決定しております。

4) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定に関する委員会に係る手続の概要

当社は、経営の透明性・公正性を高め、コーポレート・ガバナンスを強化するため、取締役会の諮問機関として、代表取締役、社外取締役、常勤監査役及び社外監査役で構成され、社外取締役が議長を務める諮問委員会を設置しております。諮問委員会は、取締役会からの諮問に応じて、取締役及び執行役員の選任、解任及び報酬等に関する事項を審議し、取締役会に対して答申しております。

<委員の構成>（ は議長）

2020年6月11日から2021年3月31日まで

社外委員（7名）：

今井光雄（社外取締役）（ ）、西川理恵子（社外取締役）、早野龍五（社外取締役）、日下茂樹（社外取締役）、堀井敬一（社外監査役）、須田秀樹（社外監査役）、飯塚幸子（社外監査役）

社内委員（2名）：

荒井透（代表取締役社長）、松田徹（常勤監査役）

2021年4月1日から2021年6月23日まで

社外委員（7名）：

今井光雄（社外取締役）（ ）、西川理恵子（社外取締役）、早野龍五（社外取締役）、日下茂樹（社外取締役）、須田秀樹（常勤社外監査役）、堀井敬一（社外監査役）、飯塚幸子（社外監査役）

社内委員（1名）：

竹下隆史（代表取締役社長）

2021年6月23日から

社外委員（7名）：

早野龍五（社外取締役）（ ）、日下茂樹（社外取締役）、伊藤真弥（社外取締役）、野口和弘（常勤社外監査役）、堀井敬一（社外監査役）、須田秀樹（社外監査役）、飯塚幸子（社外監査役）

社内委員（1名）：

竹下隆史（代表取締役社長）

5) 当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会及び諮問委員会の活動

取締役会は、取締役の報酬等の額の決定に先立ち、諮問委員会に対して取締役の報酬等の額について諮問し、諮問委員会から得た答申を踏まえて、審議をした結果、諮問委員会で審議された内容に従って、基本報酬及び賞与に係る各取締役への支給額の決定をすることが適切と判断し、その具体的な決定については、代表取締役社長に再一任する旨の決議をしております。なお、株式報酬型ストックオプションについては、諮問委員会で審議された内容に従って、取締役会で各取締役の個人別支給額（ストックオプションの割当個数）を決議しております。

また、諮問委員会は、取締役会からの諮問を受け、取締役の報酬等の額について、各種の報酬等に係る役位別の水準、各種の報酬等に係る報酬の割合の考え方等の妥当性という観点から、審議をしたうえで、報酬等の公平性・客観性という点から、適切な内容と考えられる事項について、その結果を取締役に答申しております。なお、当事業年度の実績の報酬等の額の決定に関する審議について、諮問委員会は、合計3回開催されました。

6) 当社の役員報酬の構成及びその支給割合の決定の方針

取締役（社外取締役を除く）の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や同一の業種・業態の企業の報酬水準を考慮しながら、役員報酬決定方針の基本方針に沿った構成とし、諮問委員会において検討を行うものとします。取締役会から委任を受けた代表取締役社長は、諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合にて個人別の報酬等の内容を決定します。社外取締役及び監査役の報酬等の構成は、独立性を担保する等の観点から基本報酬のみとしております。

なお、取締役（社外取締役を除く）の報酬等に係る基本報酬、賞与及び株式報酬型ストックオプションの比率の目安は、以下のとおりとします。

役位	基本報酬	賞与	株式報酬型ストックオプション
代表取締役	62.69%～63.58%	26.39%～27.36%	9.93%～10.26%
取締役又は役付執行役員	63.16%～63.49%	26.32%～26.46%	10.05%～10.53%
執行役員	63.37%～63.67%	26.40%～26.53%	9.80%～10.23%

(注) 1. この表に記載の割合は、業績連動報酬に係る目標に対する達成度合いが100%である場合の目安になります。

2. 各役員の役割等級に応じて異なる報酬テーブルが適用されるため、同一役位内であっても、個人別に報酬の種類別の割合が異なります。

7) 業績連動報酬及び非金銭報酬等に係る指標、当該指標を選択した理由並びに業績連動報酬及び非金銭報酬等の額の決定方法

賞与は、業績との連動を強化し継続した成長を遂げるため、取締役会長、社長執行役員及び事業担当以外の執行役員については、全社連結業績（連結受注高及び連結営業利益に関する従業員1人当たりの生産性）の目標達成度に基づき、また、事業担当執行役員については、全社連結業績の目標達成度に加えて、担当事業部門の業績（部門別受注高及び部門別営業利益に関する従業員1人当たりの生産性）をも踏まえて、各取締役の個人別の支給額を決定しております。当該業績指標を選定した理由は、従業員の生産性を高め、効率の良い経営を実現するためです。

株式報酬型ストックオプションは、取締役の報酬と株式価値とを連動させることにより、株価変動によるメリットやリスクを株主と共有し、中長期的な企業価値の向上、株価上昇への意欲や士気をより一層高めることを目的としております。各取締役の個人別支給額（ストックオプションの割当個数）の決定にあたっては、各取締役の役位に基づき設定した基本となる額を、当該ストックオプション1個当たりの公正評価額で除することにより算出しております。公正評価額は、ストックオプションの発行が決議される取締役会開催日の前日を起算日とし10営業日前の日を基準日として、外部評価機関がストックオプション等に関する会計基準に基づき、ブラック・ショールズモデルにより算出しております。なお、公正評価額の算定の基礎とする株価は、基準日から基準日を含む10営業日前の日までの期間における東京証券取引所の当社普通株式の終値（取引が成立しなかった日については直近の取引成立日の終値）の単純平均（1円未満は切上げ）としております。当社の執行役員及び当社子会社の取締役に対しても上記と同内容のストックオプションを、取締役会決議により割り当てております。また、株式報酬型ストックオプションとして割り当てられた新株予約権の行使にあたっては、新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人（嘱託社員を除く）のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できます。

8) 当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標及び実績

当事業年度における賞与に係る指標の目標及び実績

指標		目標（百万円）	実績（百万円）
全社連結業績	連結受注高に関する従業員1人当たりの生産性	75.6	79.5
	連結営業利益に関する従業員1人当たりの生産性	6.3	7.7
担当事業部門の業績	部門別受注高に関する従業員1人当たりの生産性	121.5～161.9	130.3～206.0
	部門別営業利益に関する従業員1人当たりの生産性	8.4～15.4	12.0～31.5

- (注) 1. 各経営指標の従業員1人当たりの生産性は、目標については、期初の従業員数で、実績については、期末の従業員数で、各経営指標を除することにより算出しております。
 2. 担当事業部門の業績の目標が異なるのは、取締役ごとに管掌する範囲が異なるためです。

株式報酬型ストックオプションについては、その支給額の決定にあたり株式の市場価格の状況を示す指標を用いているという観点から業績連動報酬としていますが、その報酬額の算定に関して目標となる指標はないため、目標及び実績は記載しておりません。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬		
			基本報酬	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	262	200	22	39	7
監査役 (社外監査役を除く)	26	26	-	-	1
社外役員	83	83	-	-	9

- (注) 1. 当事業年度末現在の人員は、取締役10名、監査役4名ですが、上記の取締役及び監査役の支給人員及び支給額には、2020年6月11日開催の第33回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名をそれぞれ含んでおります。
 2. 株式報酬型ストックオプションには、当事業年度における費用計上額を記載しております。
 3. 株式報酬型ストックオプションが会社法施行規則の定める「非金銭報酬等」に該当いたします。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、事業機会の創出や取引・協業関係の構築・維持・強化を目的として保有する投資株式を、純投資目的以外の目的である投資株式と区分しています。これらの株式を取得する際には、当社と投資先との取引状況、当社における戦略的及び戦術的位置付け、予想されるリスクとその対策等を勘案のうえ取得の是非を決定しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式
銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	4	45
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、また、会計基準の改正及び新設等に的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入するとともに、有限責任監査法人トーマツが定期的に開催する主に財務諸表作成者を対象としたセミナーに適宜参加しております。

なお、当社は指定国際会計基準を任意適用しておりませんが、将来の同会計基準の適用に備えて、公益財団法人財務会計基準機構と有限責任監査法人トーマツが定期的に開催するセミナーに適宜参加し、同会計基準の内容把握に努めております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	31,473	32,429
受取手形及び売掛金	52,845	63,027
リース投資資産	11,693	14,305
商品	2,254	3,009
未着商品	337	585
未成工事支出金	12,955	13,970
貯蔵品	14	27
前払費用	12,092	13,691
その他	1,129	1,438
貸倒引当金	2	2
流動資産合計	124,795	142,482
固定資産		
有形固定資産		
建物	3,225	3,583
減価償却累計額	2,303	2,729
建物(純額)	922	853
工具、器具及び備品	19,961	20,743
減価償却累計額	16,173	17,092
工具、器具及び備品(純額)	3,787	3,651
有形固定資産合計	4,709	4,504
無形固定資産		
のれん	64	-
その他	1,436	1,467
無形固定資産合計	1,501	1,467
投資その他の資産		
投資有価証券	1,171	1,171
長期貸付金	5	1
繰延税金資産	2,601	3,387
その他	1,204	1,372
貸倒引当金	25	25
投資その他の資産合計	4,757	7,328
固定資産合計	10,968	13,300
資産合計	135,764	155,782

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	19,906	21,124
リース債務	4,995	6,677
未払金	1,694	2,303
未払法人税等	3,173	4,872
前受金	16,851	17,068
資産除去債務	13	172
賞与引当金	3,308	4,866
役員賞与引当金	154	34
その他	8,596	9,516
流動負債合計	58,694	66,637
固定負債		
リース債務	11,078	14,787
資産除去債務	612	522
その他	41	39
固定負債合計	11,732	15,350
負債合計	70,427	81,987
純資産の部		
株主資本		
資本金	12,279	12,279
資本剰余金	19,503	19,536
利益剰余金	33,992	42,247
自己株式	1,007	987
株主資本合計	64,767	73,075
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	-	0
繰延ヘッジ損益	293	448
為替換算調整勘定	7	10
その他の包括利益累計額合計	286	438
新株予約権	180	222
非支配株主持分	103	60
純資産合計	65,337	73,795
負債純資産合計	135,764	155,782

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	186,353	202,122
売上原価	137,399	146,209
売上総利益	48,953	55,913
販売費及び一般管理費	1, 2 32,453	1, 2 36,239
営業利益	16,499	19,673
営業外収益		
受取利息	1	0
関係会社業務受託収入	201	153
販売報奨金	70	91
団体保険配当金	73	21
為替差益	22	-
固定資産受贈益	4	-
その他	137	319
営業外収益合計	512	586
営業外費用		
支払利息	49	47
為替差損	-	221
貸倒損失	198	-
寄付金	-	1,354
特別調査費用等	363	306
その他	12	122
営業外費用合計	624	2,051
経常利益	16,387	18,208
特別損失		
固定資産除却損	3 4	3 14
投資有価証券評価損	87	-
不正取引関連損失	1,257	-
特別損失合計	1,348	14
税金等調整前当期純利益	15,039	18,193
法人税、住民税及び事業税	5,107	6,661
法人税等調整額	133	786
法人税等合計	5,241	5,875
当期純利益	9,797	12,318
非支配株主に帰属する当期純損失()	19	3
親会社株主に帰属する当期純利益	9,817	12,321

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益	9,797	12,318
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1	0
繰延ヘッジ損益	232	154
為替換算調整勘定	14	5
その他の包括利益合計	216	148
包括利益	10,014	12,466
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	10,041	12,473
非支配株主に係る包括利益	27	6

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	12,279	19,475	27,647	1,044	58,357
当期変動額					
剰余金の配当			3,472		3,472
親会社株主に帰属する当期純利益			9,817		9,817
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		27		37	64
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	27	6,345	37	6,409
当期末残高	12,279	19,503	33,992	1,007	64,767

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1	61	-	62	163	-	58,584
当期変動額							
剰余金の配当							3,472
親会社株主に帰属する当期純利益							9,817
自己株式の取得							0
自己株式の処分							64
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1	232	7	223	16	103	343
当期変動額合計	1	232	7	223	16	103	6,752
当期末残高	-	293	7	286	180	103	65,337

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	12,279	19,503	33,992	1,007	64,767
当期変動額					
剰余金の配当			4,066		4,066
親会社株主に帰属する当期純利益			12,321		12,321
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		32		19	52
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	32	8,255	19	8,307
当期末残高	12,279	19,536	42,247	987	73,075

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	-	293	7	286	180	103	65,337
当期変動額							
剰余金の配当							4,066
親会社株主に帰属する当期純利益							12,321
自己株式の取得							0
自己株式の処分							52
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0	154	2	151	41	42	150
当期変動額合計	0	154	2	151	41	42	8,457
当期末残高	0	448	10	438	222	60	73,795

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	15,039	18,193
減価償却費	3,020	2,962
のれん償却額	100	64
株式報酬費用	43	53
賞与引当金の増減額(は減少)	703	1,557
役員賞与引当金の増減額(は減少)	20	120
貸倒引当金の増減額(は減少)	1	0
受取利息及び受取配当金	1	0
支払利息	49	47
投資有価証券評価損益(は益)	87	-
特別調査費用等	363	306
不正取引関連損失	1,257	-
固定資産除却損	4	14
売上債権の増減額(は増加)	7,373	9,977
たな卸資産の増減額(は増加)	1,242	2,029
その他の流動資産の増減額(は増加)	6,346	1,119
仕入債務の増減額(は減少)	673	1,229
未払又は未収消費税等の増減額	571	580
その他の流動負債の増減額(は減少)	1,077	703
その他	93	1,226
小計	19,238	15,931
利息及び配当金の受取額	1	0
利息の支払額	49	47
特別調査費用等の支払額	127	203
不正取引による支出	1,257	-
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	5,806	4,970
その他	281	910
営業活動によるキャッシュ・フロー	12,281	9,800
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	566	826
無形固定資産の取得による支出	662	690
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	12	-
貸付けによる支出	8	4
貸付金の回収による収入	6	8
敷金の差入による支出	30	1,828
その他	53	5
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,194	3,336
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	1,651	1,424
配当金の支払額	3,475	4,061
その他	3	19
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,131	5,505
現金及び現金同等物に係る換算差額	2	2
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	5,957	956
現金及び現金同等物の期首残高	25,305	31,473
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	209	-
現金及び現金同等物の期末残高	31,473	32,429

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 7社

連結子会社の名称

ネットワンパートナーズ株式会社

ネットワンネクスト株式会社

エクストリーク株式会社

Net One Asia Pte. Ltd.

Net One Asia Sdn. Bhd.

PT SCALENOW SOLUSI

ARK Virtualization Pte. Ltd.

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社

ネットワンコネクト合同会社

ネットワンビジネスオペレーションズ合同会社

Net One Systems USA, Inc.

Net One Systems Singapore Pte. Ltd.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社(ネットワンコネクト合同会社、ネットワンビジネスオペレーションズ合同会社、Net One Systems USA, Inc.、Net One Systems Singapore Pte. Ltd.)は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Net One Asia Pte. Ltd.及び同社の子会社であるNet One Asia Sdn. Bhd.、PT SCALENOW SOLUSI、ARK Virtualization Pte. Ltd.の決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)を採用しております。

ロ. デリバティブ

時価法を採用しております。

ハ. たな卸資産

商品

当社及び連結子会社は主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

未成工事支出金

当社及び連結子会社は主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～23年
工具、器具及び備品	2～20年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用ソフトウェア	3～5年
販売用ソフトウェア	3年

ハ．リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

当社及び連結子会社は売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金

当社及び連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ．役員賞与引当金

当社及び連結子会社は役員賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、為替予約のうち、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約

ヘッジ対象：外貨建予定取引

ハ．ヘッジ方針

取引限度額及び取引権限を定めた社内管理規程に従って、将来購入する業務用資産に係わる外貨建債権債務の為替変動リスクをヘッジしております。

ニ．ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジに高い有効性があるとみなされるため、有効性の評価については省略しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、発生原因に応じ5年以内で定額法により償却を行っております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 3,387百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産については、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があることと判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額は、2022年3月期の期首利益剰余金が920百万円減少する見込みです。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定でありませ

ず。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「敷金の差入による支出」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた23百万円は、「敷金の差入による支出」30百万円、「その他」53百万円として組み替えております。

(追加情報)

(不正取引に関する事項)

当社は、前連結会計年度において、2014年12月以降、納品実体のない取引が繰り返し行われていたことを認識するに至りました。不正行為に関連した取引を取消処理したこと等により生じた債務5,553百万円を流動負債の「その他」に含めて表示しております。

なお、当社は、みずほ東芝リース株式会社(以下「原告」)と日鉄ソリューションズ株式会社(以下「被告」)との間の違約金請求事件について、2020年10月28日付で、被告より訴訟告知を受けました。訴訟告知書によると、当該違約金請求事件は、原告が被告に対して売買契約の解約違約金として10,926百万円及び遅延損害金を請求するものであり、被告が当該違約金請求事件に敗訴した場合、当社元従業員による不正行為に関連した取引に巻き込まれた結果として、当社に対し使用者責任に基づく損害賠償請求権を行使することになるとあります。当社の訴訟告知への対応方針は未定であります。上記債務を充当する可能性があります。

当該不正取引に関与した各社間での訴訟が継続しており、各社間での清算並びに当社における法人税等の更正の請求等は完了していないため、今後の状況によっては、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。また、2021年6月16日付で金融庁長官から81百万円の課徴金納付命令に関する審判手続開示決定通知書を受領し、当社はこれを認める旨の答弁書の提出を決定しましたが、課徴金納付予定額は当連結会計年度の営業外費用の「その他」に含めて計上しております。

(新型コロナウイルス感染症の影響)

新型コロナウイルス感染拡大により、テレワーク案件が増加した一方、一部のプロジェクトに遅れが生じていますが、当社グループの事業に対する影響は、現在のところ軽微であります。しかしながら、今後の事業に対する影響につきましては、注視していく必要があるものと考えております。

(連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
投資有価証券(株式)	126百万円	126百万円
その他(出資金)	30	30
計	156	156

2 次の関係会社の特定仕入先からの債務に対し、保証を行っております。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
ネットワンパートナーズ株式会社	3,127百万円	2,462百万円

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
当座貸越極度額の総額	21,200百万円	21,200百万円
借入実行残高	-	-
差引額	21,200	21,200

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
給与手当	10,815百万円	11,328百万円
賞与	1,879	2,513
賞与引当金繰入額	2,876	4,289
役員賞与引当金繰入額	155	35
退職給付費用	643	658
賃借料	3,155	3,468
減価償却費	1,479	1,565
のれん償却額	100	64

2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	3,004百万円	3,410百万円

3 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物	- 百万円	2百万円
工具、器具及び備品	4	11
その他	-	0
計	4	14

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	88百万円	0百万円
組替調整額	85	-
税効果調整前	2	0
税効果額	0	0
その他有価証券評価差額金	1	0
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	205	154
組替調整額	-	-
税効果調整前	205	154
税効果額	27	-
繰延ヘッジ損益	232	154
為替換算調整勘定：		
当期発生額	14	5
組替調整額	-	-
税効果調整前	14	5
税効果額	-	-
為替換算調整勘定	14	5
その他の包括利益合計	216	148

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	86,000,000	-	-	86,000,000
合計	86,000,000	-	-	86,000,000
自己株式				
普通株式 (注) 1. 2.	1,328,696	680	47,540	1,281,836
合計	1,328,696	680	47,540	1,281,836

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加680株は、譲渡制限付株式報酬に関する株式の無償取得による増加620株、単元未満株式の買取りによる増加60株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少47,540株は、新株予約権行使による減少34,800株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少12,740株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	180
合計		-	-	-	-	-	180

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月13日 定時株主総会	普通株式	1,693	20.00	2019年3月31日	2019年6月14日
2019年10月24日 取締役会	普通株式	1,779	21.00	2019年9月30日	2019年11月15日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月11日 定時株主総会	普通株式	2,033	利益剰余金	24.00	2020年3月31日	2020年6月12日

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	86,000,000	-	-	86,000,000
合計	86,000,000	-	-	86,000,000
自己株式				
普通株式（注）1. 2.	1,281,836	457	25,140	1,257,153
合計	1,281,836	457	25,140	1,257,153

（注）1. 普通株式の自己株式の株式数の増加457株は、譲渡制限付株式報酬に関する株式の無償取得による増加410株、単元未満株式の買取りによる増加47株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少25,140株は、新株予約権行使による減少16,500株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少8,640株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	222
	合計	-	-	-	-	-	222

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年6月11日 定時株主総会	普通株式	2,033	24.00	2020年3月31日	2020年6月12日
2020年10月27日 取締役会	普通株式	2,033	24.00	2020年9月30日	2020年11月20日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年6月23日 定時株主総会	普通株式	3,389	利益剰余金	40.00	2021年3月31日	2021年6月24日

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）	当連結会計年度 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
現金及び預金勘定	31,473百万円	32,429百万円
現金及び現金同等物	31,473	32,429

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

保守部材(工具、器具及び備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

事務用機器(工具、器具及び備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
1年内	2	1
1年超	3	2
合計	6	3

3. 転リース取引に該当し、かつ、利息相当額控除前の金額で連結貸借対照表に計上している額

(1) リース投資資産

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
流動資産	11,693	14,305

(2) リース債務

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
流動負債	3,561	4,799
固定負債	9,092	10,820

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については一時的な余資を安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、外貨建の営業債務に係る為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、リース投資資産は、顧客の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、社内管理規程に従い、取引先からの回収状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業が発行する株式で、発行体の財務状況の変動リスクにさらされておりますが、定期的に発行体の財務状況等を把握し、発行体との関係を勘案して、保有状況を継続的に見直しております。なお、外国株式に関しては、前述のリスクのほか、為替の変動リスクにもさらされております。

営業債務である買掛金の支払期日は、1年以内であり、適時に資金管理を行うことにより、支払期日に支払いを実行できなくなるリスクを管理しております。なお、買掛金には外貨建のものがあり、為替の変動リスクにさらされておりますが、為替予約を利用して当該リスクをヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引であります。また、デリバティブ取引についての基本方針は取締役会で決定され、取引限度額及び取引権限を定めた社内管理規程に従って、財務部が取引の実行及び管理を行っております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 「4. 会計方針に関する事項 (5) 重要なヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前連結会計年度（2020年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	31,473	31,473	-
(2) 受取手形及び売掛金	52,845	52,845	-
(3) リース投資資産	11,693	11,421	272
資産計	96,012	95,740	272
(1) 買掛金	19,906	19,906	-
(2) リース債務	16,073	15,720	353
負債計	35,979	35,626	353
デリバティブ取引	266	266	-

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当連結会計年度（2021年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	32,429	32,429	-
(2) 受取手形及び売掛金	63,027	63,027	-
(3) リース投資資産	14,305	13,957	348
資産計	109,761	109,413	348
(1) 買掛金	21,124	21,124	-
(2) リース債務	21,465	20,991	474
負債計	42,589	42,115	474
デリバティブ取引	448	448	-

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース投資資産

元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1)買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)リース債務

リース債務（流動負債）とリース債務（固定負債）の合計額で表示しております。なお、これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
非上場株式	171	171

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2020年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)
現金及び預金	31,473	-	-
受取手形及び売掛金	52,845	-	-
リース投資資産	4,132	7,308	252
合計	88,451	7,308	252

当連結会計年度（2021年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)
現金及び預金	32,429	-	-
受取手形及び売掛金	63,027	-	-
リース投資資産	4,405	9,660	239
合計	99,861	9,660	239

4. リース債務の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2020年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
リース債務	4,995	4,775	3,042	1,966	840	453
合計	4,995	4,775	3,042	1,966	840	453

当連結会計年度（2021年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
リース債務	6,677	6,316	4,098	2,698	1,336	337
合計	6,677	6,316	4,098	2,698	1,336	337

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前連結会計年度（2020年3月31日）

該当事項はありません。

なお、非上場株式（連結貸借対照表計上額 45百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度（2021年3月31日）

該当事項はありません。

なお、非上場株式（連結貸借対照表計上額 45百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、有価証券について87百万円（その他有価証券の株式）減損処理を行っております。

当連結会計年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

なお、当該株式の減損にあたっては、直近の財務諸表における1株当たり純資産が1株当たり取得原価に比べ30%以上下落した場合には、出資後の経過年数等を勘案し、また当該会社の財政状態の回復可能性等を考慮の上、減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度(2020年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超(百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引 買建				
	米ドル	買掛金	20,163	-	266
為替予約の振当処理	為替予約取引 買建				
	米ドル	買掛金	7,097	-	(注)1
合計			27,261	-	266

(注)1. 為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金の時価に含めて記載しております。

2. 時価につきましては、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超(百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引 売建				
	米ドル	売掛金	187	-	2
	英ポンド	売掛金	84	-	1
	シンガポールドル	売掛金	3	-	0
	買建				
	米ドル	買掛金	15,477	-	452
為替予約の振当処理	為替予約取引 売建				
	米ドル	売掛金	131	-	(注)1
	買建				
	米ドル	買掛金	6,003	-	(注)1
合計			21,888	-	448

(注)1. 為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金及び買掛金の時価に含めて記載しております。

2. 時価につきましては、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、確定拠出年金制度及び退職金前払制度を採用しております。

また、当社及び一部の連結子会社はこの他に複数事業主制度による総合設立型の厚生年金基金に加盟しております。なお、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次のとおりであります。

2. 複数事業主制度

要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次のとおりであります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
年金資産の額	245,472百万円	245,064百万円
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額	200,586	202,774
差引額	44,885	42,289

(2) 制度全体に占める当社グループの掛金拠出割合

前連結会計年度 2.43% (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当連結会計年度 2.40% (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、剰余金(前連結会計年度44,936百万円、当連結会計年度42,324百万円)及び年金財政計算上の過去勤務債務残高(前連結会計年度51百万円、当連結会計年度34百万円)であります。本制度における過去勤務債務については、第2加算年金加入かつ過去期間持ち込み事業者に係るもので当社グループに影響するものではありません。

なお、上記(2)の割合は当社グループの実際の負担割合とは一致いたしません。

3. 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付費用(百万円)	874	824
(1) 確定拠出年金掛金及び前払退職金(百万円)	716	664
(2) 確定給付企業年金掛金(百万円)	157	160

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
販売費及び一般管理費	43	53

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	ネットワンシステムズ株式会社 2012年度新株予約権	ネットワンシステムズ株式会社 2013年度新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く) 5名 当社執行役員 8名 当社子会社取締役 2名	当社取締役(社外取締役を除く) 5名 当社執行役員 8名 当社子会社取締役 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 39,200株	普通株式 49,900株
付与日	2012年7月2日	2013年7月1日
権利確定条件	特に定めはありません。	特に定めはありません。
対象勤務期間	特に定めはありません。	特に定めはありません。
権利行使期間	自 2012年7月3日 至 2042年7月2日	自 2013年7月2日 至 2043年7月1日

	ネットワンシステムズ株式会社 2014年度新株予約権	ネットワンシステムズ株式会社 2015年度新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く) 7名 当社執行役員 5名 当社子会社取締役 3名	当社取締役(社外取締役を除く) 7名 当社執行役員 6名 当社子会社取締役 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 58,900株	普通株式 44,000株
付与日	2014年7月3日	2015年7月2日
権利確定条件	特に定めはありません。	特に定めはありません。
対象勤務期間	特に定めはありません。	特に定めはありません。
権利行使期間	自 2014年7月4日 至 2044年7月3日	自 2015年7月3日 至 2045年7月2日

	ネットワンシステムズ株式会社 2016年度新株予約権	ネットワンシステムズ株式会社 2017年度新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く) 6名 当社執行役員 6名 当社子会社取締役 1名	当社取締役(社外取締役を除く) 6名 当社執行役員 7名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 57,300株	普通株式 32,200株
付与日	2016年7月4日	2017年7月3日
権利確定条件	特に定めはありません。	特に定めはありません。
対象勤務期間	特に定めはありません。	特に定めはありません。
権利行使期間	自 2016年7月5日 至 2046年7月4日	自 2017年7月4日 至 2047年7月3日

	ネットワンシステムズ株式会社 2018年度新株予約権	ネットワンシステムズ株式会社 2019年度新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く) 7名 当社執行役員 4名	当社取締役(社外取締役を除く) 7名 当社執行役員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 17,400株	普通株式 15,000株
付与日	2018年7月2日	2019年7月1日
権利確定条件	特に定めはありません。	特に定めはありません。
対象勤務期間	特に定めはありません。	特に定めはありません。
権利行使期間	自 2018年7月3日 至 2048年7月2日	自 2019年7月2日 至 2049年7月1日

	ネットワンシステムズ株式会社 2020年度新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く) 6名 当社執行役員 4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 15,600株
付与日	2020年7月1日
権利確定条件	特に定めはありません。
対象勤務期間	特に定めはありません。
権利行使期間	自 2020年7月2日 至 2050年7月1日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2021年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	ネットワンシステムズ 株式会社 2012年度新株予約権	ネットワンシステムズ 株式会社 2013年度新株予約権	ネットワンシステムズ 株式会社 2014年度新株予約権
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定 未確定残	-	-	-
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	18,800	23,900	28,400
権利確定	-	-	-
権利行使	2,200	2,800	3,200
失効	-	-	-
未行使残	16,600	21,100	25,200

	ネットワンシステムズ 株式会社 2015年度新株予約権	ネットワンシステムズ 株式会社 2016年度新株予約権	ネットワンシステムズ 株式会社 2017年度新株予約権
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	27,000	40,100	22,600
権利確定	-	-	-
権利行使	2,500	3,700	2,100
失効	-	-	-
未行使残	24,500	36,400	20,500

	ネットワンシステムズ 株式会社 2018年度新株予約権	ネットワンシステムズ 株式会社 2019年度新株予約権	ネットワンシステムズ 株式会社 2020年度新株予約権
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	15,600
失効	-	-	-
権利確定	-	-	15,600
未確定残	-	-	-
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	14,700	15,000	-
権利確定	-	-	15,600
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	14,700	15,000	15,600

単価情報

	ネットワンシステムズ 株式会社 2012年度新株予約権	ネットワンシステムズ 株式会社 2013年度新株予約権	ネットワンシステムズ 株式会社 2014年度新株予約権
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	3,385	3,385	3,385
付与日における公正な評価単価 (円)	900	627	564

	ネットワンシステムズ 株式会社 2015年度新株予約権	ネットワンシステムズ 株式会社 2016年度新株予約権	ネットワンシステムズ 株式会社 2017年度新株予約権
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	3,385	3,385	3,385
付与日における公正な評価単価 (円)	717	531	1,014

	ネットワンシステムズ 株式会社 2018年度新株予約権	ネットワンシステムズ 株式会社 2019年度新株予約権	ネットワンシステムズ 株式会社 2020年度新株予約権
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	1,754	2,872	3,414

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された2020年度新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	ネットワンシステムズ株式会社 2020年度新株予約権
株価変動性(注) 1	45.033%
予想残存期間(注) 2	3.9年
予想配当(注) 3	45円/株
無リスク利率(注) 4	0.130%

(注) 1. 予想残存期間に対応する期間3.9年(2016年8月から2020年7月まで)の週次株価実績に基づき算定しております。

2. 当社における過去10年間の取締役の退任状況から、各新株予約権者の予想在任期間を見積もり、これを各新株予約権者に付与されたストック・オプションの個数で加重平均することにより見積もっております。

3. 2020年3月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年 3月31日)	当連結会計年度 (2021年 3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	1,025百万円	1,493百万円
工具、器具及び備品減価償却費	841	816
未収入金	194	160
未払事業税	200	298
資産除去債務	191	212
ソフトウェア費	75	67
投資有価証券評価損	76	76
たな卸資産評価損	2	11
不正取引関連損失	1,622	1,622
その他	1,845	2,063
繰延税金資産小計	6,076	6,822
評価性引当額	3,380	3,382
繰延税金資産合計	2,696	3,440
繰延税金負債		
資産除去費用	95	52
その他有価証券評価差額金	-	0
繰延税金負債合計	95	53
繰延税金資産の純額	2,601	3,387

評価性引当額（前連結会計年度 3,380百万円、当連結会計年度 3,382百万円）には、不正行為に関連した取引を取消処理したことで生じた特別損失（前連結会計年度1,622百万円、当連結会計年度1,622百万円）、流動負債の「その他」（前連結会計年度1,349百万円、当連結会計年度1,349百万円）が含まれております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年 3月31日)	当連結会計年度 (2021年 3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.04	1.06
住民税均等割等	0.22	0.16
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.07	-
評価性引当額の増減	2.58	0.02
のれん償却額	0.14	0.11
その他	0.18	0.32
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.86	32.29

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ. 当該資産除去債務の概要

本社及び各事業所の建物の賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

ロ. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の期間及び建物の耐用年数等を勘案して1年から50年と見積り、その期間に応じた割引率(0.36%から2.27%)を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ. 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
期首残高	415百万円	626百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	6	-
見積りの変更による増加額	219	99
時の経過による調整額	4	8
資産除去債務の履行による減少額	19	22
期末残高	626	695

ニ. 当該資産除去債務の金額の見積りの変更

当連結会計年度において、本社及びTFTオフィスの一部フロアの返却を決定したため、原状回復義務の履行時期及び金額について見積りの変更を行いました。これに伴う資産除去債務の増加額は99百万円であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、最高経営意思決定機関である取締役会及び経営委員会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、市場・顧客別の営業体制を敷いており、本社及び各地方拠点の営業組織は、当社グループが取り扱う商品・サービス等の販売計画及び販売戦略をそれぞれ立案し、事業活動を展開しております。

これらにより、当社グループは、市場・顧客別の営業体制を基礎としたマーケット別のセグメントから構成されており、一般民間企業を主なマーケットとする「ENT事業」、通信事業会社を主なマーケットとする「SP事業」、中央省庁・自治体、文教及び社会インフラを提供している企業を主なマーケットとする「PUB事業」、パートナー企業との協業に特化した「パートナー事業」の4つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。なお、資産及び負債については、事業セグメントに配分していないため、報告セグメントごとの開示は行っておりません。

報告セグメントの利益は営業利益ベースの数値であり、また、セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
 前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結損益計 算書計上額
	ENT 事業	SP 事業	PUB 事業	パートナ ー事業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	55,376	35,176	55,793	38,727	185,073	1,279	186,353	-	186,353
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	8	3	7	7	26	10	37	37	-
計	55,384	35,180	55,800	38,735	185,100	1,290	186,391	37	186,353
セグメント利益又は 損失()	6,294	3,708	4,327	3,093	17,424	39	17,385	885	16,499
その他の項目									
減価償却費	1,142	518	1,106	235	3,002	17	3,020	-	3,020

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、グローバル事業等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失() (営業利益) の調整額 885百万円には、各報告セグメントに配分していない
 全社費用等 885百万円が含まれております。全社費用は、主にセグメントに帰属しない一般管理費であり
 ます。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結損益計 算書計上額
	ENT 事業	SP 事業	PUB 事業	パートナ ー事業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	54,547	36,489	69,795	39,730	200,563	1,558	202,122	-	202,122
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	9	3	8	16	37	52	89	89	-
計	54,557	36,493	69,803	39,746	200,601	1,610	202,212	89	202,122
セグメント利益又は 損失()	5,089	3,688	8,260	3,507	20,546	102	20,444	770	19,673
その他の項目									
減価償却費	984	426	1,151	375	2,937	25	2,962	-	2,962

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、グローバル事業等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失() (営業利益) の調整額 770百万円には、各報告セグメントに配分していない
 全社費用等 770百万円が含まれております。全社費用は、主にセグメントに帰属しない一般管理費であり
 ます。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	機器 商品群	サービス 商品群	合計
外部顧客への売上高	106,585	79,768	186,353

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	機器 商品群	サービス 商品群	合計
外部顧客への売上高	116,828	85,293	202,122

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	ENT事業	SP事業	PUB事業	パートナー 事業	その他	全社 (注)	合計
当期償却額	-	-	-	-	-	100	100
当期末残高	-	-	-	-	-	64	64

（注）「全社」の金額は、エクストリーク株式会社及びNet One Asia Pte. Ltd.を連結の範囲に含めたことにより発生したものであります。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	ENT事業	SP事業	PUB事業	パートナー 事業	その他	全社 (注)	合計
当期償却額	-	-	-	-	-	64	64
当期末残高	-	-	-	-	-	-	-

（注）「全社」の金額は、エクストリーク株式会社を連結の範囲に含めたことにより発生したものであります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	767.89円	867.48円
1株当たり当期純利益	115.90円	145.42円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	115.63円	145.09円

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	65,337	73,795
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	283	282
(うち新株予約権(百万円))	(180)	(222)
(うち非支配株主持分(百万円))	(103)	(60)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	65,053	73,513
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末 の普通株式の数(株)	84,718,164	84,742,847

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりでありま
 ず。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	9,817	12,321
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純利益(百万円)	9,817	12,321
普通株式の期中平均株式数(株)	84,710,396	84,734,973
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	191,336	188,959
(うち新株予約権(株))	(191,336)	(188,959)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含めなかった 潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	2	2	2.25	-
1年以内に返済予定のリース債務	4,995	6,677	1.41	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	33	31	6.50	2022年～2039年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	11,078	14,787	1.27	2022年～2029年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	16,109	21,498	-	-

(注) 1. 借入金の平均利率の算定は、連結決算日の利率及び残高を使用しております。

- リース債務の平均利率については、リース物件のうち、支払利息を利息法により計上している物件に係るリース債務の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。また、当該リース物件に係る平均利率は、リース物件の維持管理費用相当額を含めて算定しております。
- 金額的重要性が乏しいことにより、1年以内に返済予定の長期借入金については、連結貸借対照表の「流動負債」の「その他」に、長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)については、連結貸借対照表の「固定負債」の「その他」に含めて表示しております。
- 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	2	2	2	2
リース債務	6,316	4,098	2,698	1,336

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	36,505	82,422	131,147	202,122
税金等調整前四半期 (当期) 純利益 (百万円)	2,699	6,483	10,447	18,193
親会社株主に帰属する四半期 (当期) 純 利益 (百万円)	1,907	4,512	7,261	12,321
1 株当たり四半期 (当期) 純利益 (円)	22.51	53.26	85.70	145.42

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純利益 (円)	22.51	30.75	32.44	59.72

訴訟

当社は、みずほ東芝リース株式会社 (以下「原告」) と日鉄ソリューションズ株式会社 (以下「被告」) との間の違約金請求事件について、2020年10月28日付で、被告より訴訟告知を受けました。訴訟告知書によると、当該違約金請求事件は、原告が被告に対して売買契約の解約違約金として10,926百万円及び遅延損害金を請求するものであり、被告が当該違約金請求事件に敗訴した場合、当社元従業員による不正行為に関連した取引に巻き込まれた結果として、当社に対し使用者責任に基づく損害賠償請求権を行使することになるとあります。

なお、当社の訴訟告知への対応方針は未定であります。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	30,199	29,253
受取手形	167	129
売掛金	1 38,062	1 51,636
電子記録債権	374	838
リース投資資産	11,628	14,174
商品	320	208
未着商品	140	148
未成工事支出金	10,138	12,726
貯蔵品	11	21
前払費用	11,426	13,038
短期貸付金	5,326	268
その他	1 1,451	1 1,483
貸倒引当金	1	1
流動資産合計	109,247	123,927
固定資産		
有形固定資産		
建物	912	774
工具、器具及び備品	3,001	2,993
有形固定資産合計	3,913	3,767
無形固定資産		
ソフトウェア	1,361	1,372
その他	8	6
無形固定資産合計	1,370	1,378
投資その他の資産		
投資有価証券	45	45
関係会社株式	1,522	1,522
関係会社出資金	30	30
従業員に対する長期貸付金	5	1
長期前払費用	5	5
繰延税金資産	2,410	3,037
敷金及び保証金	1,772	3,560
その他	131	129
投資その他の資産合計	5,923	8,333
固定資産合計	11,207	13,478
資産合計	120,454	137,405

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	17,059	18,813
リース債務	4,678	6,413
未払金	11,688	12,304
未払費用	949	997
未払法人税等	2,568	3,867
未払消費税等	1,105	1,124
前受金	14,212	14,247
預り金	133	125
資産除去債務	13	172
賞与引当金	3,014	4,388
役員賞与引当金	136	22
その他	6,091	6,382
流動負債合計	51,651	58,859
固定負債		
リース債務	10,705	14,496
資産除去債務	612	522
固定負債合計	11,318	15,019
負債合計	62,969	73,879
純資産の部		
株主資本		
資本金	12,279	12,279
資本剰余金		
資本準備金	19,453	19,453
その他資本剰余金	49	82
資本剰余金合計	19,503	19,536
利益剰余金		
利益準備金	86	86
その他利益剰余金		
別途積立金	24,710	21,530
繰越利益剰余金	1,590	10,850
利益剰余金合計	26,386	32,467
自己株式	1,007	987
株主資本合計	57,162	63,295
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	0
繰延ヘッジ損益	142	9
評価・換算差額等合計	142	9
新株予約権	180	222
純資産合計	57,484	63,526
負債純資産合計	120,454	137,405

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	1 146,541	1 161,069
売上原価	1 104,677	1 113,662
売上総利益	41,864	47,407
販売費及び一般管理費	1, 2 29,025	1, 2 32,050
営業利益	12,838	15,357
営業外収益		
受取利息	1 17	1 15
関係会社業務受託収入	1 1,234	1 1,128
その他	307	297
営業外収益合計	1,558	1,441
営業外費用		
支払利息	44	37
貸倒損失	198	-
寄付金	-	1,354
特別調査費用等	363	306
その他	10	174
営業外費用合計	616	1,872
経常利益	13,780	14,926
特別損失		
固定資産除却損	3 4	3 12
投資有価証券評価損	87	-
不正取引関連損失	1,257	-
特別損失合計	1,348	12
税引前当期純利益	12,432	14,913
法人税、住民税及び事業税	4,201	5,393
法人税等調整額	160	626
法人税等合計	4,361	4,766
当期純利益	8,070	10,147

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	12,279	19,453	22	19,475	86	21,030	671	21,788
当期変動額								
別途積立金の積立						3,680	3,680	-
剰余金の配当							3,472	3,472
当期純利益							8,070	8,070
自己株式の取得								
自己株式の処分			27	27				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	27	27	-	3,680	918	4,598
当期末残高	12,279	19,453	49	19,503	86	24,710	1,590	26,386

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,044	52,499	1	27	28	163	52,691
当期変動額							
別途積立金の積立							-
剰余金の配当		3,472					3,472
当期純利益		8,070					8,070
自己株式の取得	0	0					0
自己株式の処分	37	64					64
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			1	115	113	16	130
当期変動額合計	37	4,663	1	115	113	16	4,793
当期末残高	1,007	57,162	-	142	142	180	57,484

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							利益剰余金 合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	その他利益剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		別途積立金	繰越利益剰 余金	
当期首残高	12,279	19,453	49	19,503	86	24,710	1,590	26,386
当期変動額								
別途積立金の積立						3,180	3,180	-
剰余金の配当							4,066	4,066
当期純利益							10,147	10,147
自己株式の取得								
自己株式の処分			32	32				
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）								
当期変動額合計	-	-	32	32	-	3,180	9,260	6,080
当期末残高	12,279	19,453	82	19,536	86	21,530	10,850	32,467

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合 計	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	1,007	57,162	-	142	142	180	57,484
当期変動額							
別途積立金の積立							-
剰余金の配当		4,066					4,066
当期純利益		10,147					10,147
自己株式の取得	0	0					0
自己株式の処分	19	52					52
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）			0	133	133	41	91
当期変動額合計	19	6,133	0	133	133	41	6,041
当期末残高	987	63,295	0	9	9	222	63,526

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)

(2) デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産

商品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

未成工事支出金

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～23年

工具、器具及び備品 2～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用ソフトウェア 5年

販売用ソフトウェア 3年

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) ヘッジ会計

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、為替予約のうち、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約

ヘッジ対象：外貨建予定取引

ヘッジ方針

取引限度額及び取引権限を定めた社内管理規程に従って、将来購入する業務用資産に係わる外貨建債権債務の為替変動リスクをヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジに高い有効性があるとみなされるため、有効性の評価については省略しております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 3,037百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報については、連結財務諸表の「注記事項(重要な会計上の見積り)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

(不正取引に関する事項)

不正取引に関する事項については、連結財務諸表の「注記事項 追加情報(不正取引に関する事項)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(新型コロナウイルス感染症の影響)

新型コロナウイルス感染拡大による事業への影響については、連結財務諸表の「注記事項 追加情報(新型コロナウイルス感染症の影響)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
短期金銭債権	6,287百万円	1,166百万円
短期金銭債務	2,368	2,572

2 次の関係会社の特定仕入先からの債務に対し、保証を行っております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
ネットワンパートナーズ株式会社	3,127百万円	2,462百万円

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
当座貸越極度額の総額	21,200百万円	21,200百万円
借入実行残高	-	-
差引額	21,200	21,200

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	804百万円	771百万円
仕入高	7,422	9,104
販売費及び一般管理費	1,854	2,016
営業取引以外の取引による取引高	1,455	1,313

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度68%、当事業年度69%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度32%、当事業年度31%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
給与手当	9,447百万円	9,637百万円
賞与引当金繰入額	2,583	3,812
役員賞与引当金繰入額	136	22
賃借料	2,996	3,348
減価償却費	1,294	1,235

3 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物	- 百万円	2百万円
工具、器具及び備品	4	9
その他	-	0
計	4	12

(有価証券関係)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式1,522百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式1,522百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	922百万円	1,343百万円
工具、器具及び備品減価償却費	840	806
未収入金	194	160
未払事業税	168	234
資産除去債務	191	212
ソフトウェア費	70	63
投資有価証券評価損	76	76
たな卸資産評価損	2	11
不正取引関連損失	1,622	1,622
その他	1,795	1,940
繰延税金資産小計	5,886	6,472
評価性引当額	3,380	3,382
繰延税金資産合計	2,505	3,090
繰延税金負債		
資産除去費用	95	52
その他有価証券評価差額金	-	0
繰延税金負債合計	95	53
繰延税金資産の純額	2,410	3,037

評価性引当額(前事業年度 3,380百万円、当事業年度 3,382百万円)には、不正行為に関連した取引を取消処理したことで生じた特別損失(前事業年度1,622百万円、当事業年度1,622百万円)、流動負債の「その他」(前事業年度1,349百万円、当事業年度1,349百万円)が含まれております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.62%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.87	
住民税均等割等	0.25	
評価性引当額の増減	3.21	
その他	0.12	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.09	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形 固定資産	建物	3,206	346	55	481	3,496	2,722
	工具、器具及び備品	18,832	1,703	1,150	1,493	19,386	16,392
	計	22,038	2,049	1,205	1,974	22,882	19,115
無形 固定資産	ソフトウェア	8,357	638	64	599	8,931	7,559
	その他	27	-	-	2	27	21
	計	8,384	638	64	602	8,958	7,580

(注) 1. 当期首残高及び当期末残高は、取得価額により記載しております。

2. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物	拠点レイアウト変更工事等	143百万円
工具、器具及び備品	試験及び開発器材購入等	841百万円
	保守部材購入	862百万円
ソフトウェア	統合サービス事業関連新機能導入	597百万円

3. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

工具、器具及び備品	検査機器等の廃棄	120百万円
	保守部材の廃棄	77百万円

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	1	-	-	1
賞与引当金	3,014	4,388	3,014	4,388
役員賞与引当金	136	22	136	22

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

訴訟

「第5 経理の状況」における「1 連結財務諸表等(2) その他 訴訟」に記載のとおりであります。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 無料
公告掲載方法	本会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当社ウェブサイトに掲載しており、URLは次のとおりであります。 https://www.netone.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第33期）（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）2020年6月12日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年6月12日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第34期第1四半期）（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）2020年8月13日関東財務局長に提出

（第34期第2四半期）（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）2020年12月16日関東財務局長に提出

（第34期第3四半期）（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）2021年2月10日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2021年5月17日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（会計監査人の異動）に基づく臨時報告書であります。

2021年6月1日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）に基づく臨時報告書であります。

2021年6月24日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

(5) 有価証券報告書の訂正報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第30期）（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）2020年12月16日関東財務局長に提出

事業年度（第31期）（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）2020年12月16日関東財務局長に提出

事業年度（第32期）（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）2020年12月16日関東財務局長に提出

事業年度（第33期）（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）2020年7月8日及び2020年12月16日関東財務局長に提出

(6) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

（第32期第1四半期）（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）2020年12月16日関東財務局長に提出

（第32期第2四半期）（自 2018年7月1日 至 2018年9月30日）2020年12月16日関東財務局長に提出

（第32期第3四半期）（自 2018年10月1日 至 2018年12月31日）2020年12月16日関東財務局長に提出

（第33期第1四半期）（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）2020年12月16日関東財務局長に提出

（第33期第2四半期）（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日）2020年12月16日関東財務局長に提出

（第33期第3四半期）（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）2020年12月16日関東財務局長に提出

（第34期第1四半期）（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）2020年12月16日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月24日

ネットワンシステムズ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三澤 幸之助 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村上 淳 印

<財務諸表監査>

限定付適正意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているネットワンシステムズ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の比較情報に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ネットワンシステムズ株式会社及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

限定付適正意見の根拠

当監査法人は、前連結会計年度の連結財務諸表に修正が必要かどうか判断することができず、前連結会計年度の連結財務諸表に対して限定付適正意見を表明している。当該事項が当連結会計年度の数値と対応数値の比較可能性に影響を及ぼす可能性があるため、当連結会計年度の連結財務諸表に対して限定付適正意見を表明している。この影響は、前連結会計年度の連結財務諸表の売上原価147百万円である。したがって、連結財務諸表に及ぼす影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

機器商品群の売上高に係る収益認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（セグメント情報等）に記載されているとおり、ネットワンシステムズ株式会社の当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている売上高202,122百万円は、機器商品群の売上高116,828百万円とサービス商品群の売上高85,293百万円から構成されている。連結売上高の58%を占めている機器商品群の売上高は、会社におけるICT（情報通信技術）システムを構成するネットワークやプラットフォームなどの仕入製品の販売によるものであり、この機器商品群の取引には情報サービス産業における会計環境の特質が認められる。</p> <p>例えば、一つのICTシステム導入プロジェクトが幾つかの注文書に分けて発注されるという取引慣行があるが、この場合、注文書ごとに検収される対象物がシステムとして成果物たる機能を有しているか否かについて、会社は慎重に検討する必要がある。また、情報サービスを提供する企業間で商社的な取引（以下「商流取引」という。）が行われることもあり、売上高と売上原価を総額で表示することが取引の実態を表しているのか、仲介取引として純額で表示することが取引の実態を表しているのかについて、会社は慎重に検討する必要がある。特に、複数の企業が関与した商流取引の場合には取引全体の実態が非常に判別しにくいことから、循環取引等の不正取引に利用されることもあり、会社においても、2014年12月から2019年11月に不正取引が発覚するまで、中央省庁をエンドユーザーとする架空の物品販売を順次繰り返す形で納品実体のない取引が行われていた。このため、会社は、当連結会計年度における商流取引に関する内部統制について、商流取引に関するルールの新設等、受発注から検収に至る業務プロセスに係る内部統制が不正リスクを考慮して運用することが重要な課題であると評価している。</p> <p>以上により、当監査法人は、機器商品群の会計処理には取引実態を踏まえて慎重に検討する必要があることから、機器商品群の売上高に係る収益認識の適切性が当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であるため、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、機器商品群の売上高に係る収益認識が適切になされているかを検討するため、(1)単一のプロジェクトが複数の注文書に分割発注される可能性、(2)総額表示されている売上高のうち仲介取引である可能性、及び(3)循環取引の可能性を勘案して、当監査法人が設定した一定の基準値を上回るすべての取引について、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エンドユーザーに対するプロジェクト提案書等を査閲し、必要に応じて営業部署に取引内容等を質問した。 ・注文書、検収書、請求書、入金証憑等を検証し、必要に応じて受注先に注文内容、検収内容、債務認識額等を確認した。 ・会社の品質管理センターから出荷された機器については品質検査記録・出荷記録、仕入先からエンドユーザーに直送された機器（ライセンスを含む。）については仕入先からエンドユーザーへの配送記録・作業記録（ライセンスの場合はライセンス証書）等を検証した。 <p>更に、収益認識が適切になされているかを検討するため、以下の検討を行った。</p> <p>(1) 注文書単位による検収基準の適切性の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エンドユーザーや同一又は類似のプロジェクト名の属性により、複数の注文書に分割発注されたプロジェクトを特定した。 ・特定したプロジェクトについて、プロジェクト全体の機器構成、スケジュール等を把握し、注文書ごとに検収された対象物がシステムとして成果物たる機能を有しているかどうかを検討し、注文書単位で売上を計上すべきかプロジェクト単位で売上計上すべきかを判断した。 <p>(2) 売上高・売上原価の総額表示の適切性の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト全体の機器構成、会社及び関与する各企業の役割分担等を把握し、商流取引の事業上の合理性、在庫リスク（ライセンスの調達義務を含む。）や価格裁量権があるかどうかを検討し、会社が取引の主体となっているかどうかを判断した。 <p>(3) 納品実体を伴う取引であることの検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト全体の機器構成、会社及び関与する各企業の役割分担等を把握し、エンドユーザーに至るまでの商流・物流の事業上の合理性や会社の提供した付加価値（会社独自のサービスやソリューション等）受注先や仕入先と会社との交渉記録等を検討し、エンドユーザーへの納品実態（作業実態を含む。）があるかどうかを判断した。 ・納品実体のない取引が有していた特徴を踏まえ、当監査法人が設定した各基準（一定の利益率を下回る取引、特定の用語を含む注文書・発注書、決済条件の変更）に該当する取引がないかどうかを検索し、納品実体のない取引の特徴を有する取引がないかどうかを確かめた。

納品実体のない取引に関連する会計処理と開示	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>ネットワンシステムズ株式会社において、2014年12月から2019年11月に不正取引が発覚するまで、中央省庁をエンドユーザーとする架空の物品販売を順次繰り返す形で納品実体のない取引が行われていた。当該不正取引は過年度に遡及して取消処理され、注記事項（追加情報）の（不正取引に関する事項）に記載されているとおり、不正取引を取消処理したことで生じた貸方残高5,553百万円は債務として、当連結会計年度末の連結貸借対照表の流動負債の「その他」に計上されている。また、注記事項（税効果会計関係）に記載されているとおり、当該不正取引を取消処理したことで生じた将来減算一時差異（上記債務と過年度に計上した「不正関連損失」）に対しては、評価性引当額が2,971百万円計上されており、繰延税金資産は計上されていない。</p> <p>一方、当該不正取引に関与した各社間で10,926百万円の違約金請求訴訟が継続しており、各社間での清算は完了していないため、違約金請求訴訟への会社の対応方針、各社との清算に向けた会社の交渉方針、今後の訴訟対応や清算交渉に向けて上記債務が十分かどうかなど、経営者による重要な判断を伴う。また、不正取引による利益を過年度に遡及して取消処理したことに伴い、会社は過年度法人税等の更正の請求を検討しているため、更正請求の実現可能性や将来減算一時差異に対する評価性引当額の見積り等について税務の専門的な知識が必要であり、経営者による重要な判断を伴う。したがって、会社は、今後の状況によっては、会社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があるかと判断している。</p> <p>以上により、当監査法人は、納品実体のない取引に関連する会計処理と開示の十分性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であるため、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、納品実体のない取引に関連する会計処理と開示の十分性を検討するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 不正取引を取消処理したことで生じた債務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経理担当部署が係争事件に係る会計処理及び開示に必要なすべての情報を入手するために、経営者及び法務担当部署と適時に協議するという内部統制の整備及び運用状況を評価した。 ・ 不正取引に関与した各社のプレスリリースを閲覧し、各社における不正取引による損益状況に関する経営者の判断と整合するかどうかを検討した。 ・ 会社が受領した訴訟告知書を査閲し、違約金請求訴訟の内容、訴訟告知の内容を理解した上で、法務担当部署に違約金請求訴訟の動向を質問し、経営者に訴訟告知への対応方針と各社との精算に向けた交渉方針等を質問した。 ・ 顧問弁護士に照会状を送付し、経営者及び法務担当部署から入手した情報と整合するかどうかを検討した。 ・ 前連結会計年度末までに計上した当該債務の金額を増加又は減少する必要がないかどうかを検討した。 ・ 注記事項（追加情報）の記載について、納品実体のない取引に関連する会計処理と係争事件等に係る偶発債務に関する開示が十分かどうかを検討した。 <p>(2) 過年度法人税等の更正の請求等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経理担当部署に過年度法人税等の更正の請求方針、準備状況、税務当局との交渉状況等を質問した。 ・ 経営者が利用した税務専門家について、当該専門家に依頼した業務の内容を理解の上、当該専門家の適性、能力及び客観性を評価した。 ・ 経理担当部署が作成した更正請求の準備資料について、当監査法人と同一のネットワークに属している税務専門家を利用し、更正請求の実現可能性、将来減算一時差異の金額等について検討した。 ・ 注記事項（追加情報）及び（税効果会計関係）の記載について、法人税等の更正請求と税効果会計に関する開示が十分かどうかを検討した。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ネットワンシステムズ株式会社の2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、ネットワンシステムズ株式会社が2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は開示すべき重要な不備があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

内部統制報告書に記載されているとおり、会社の受発注から検収に至る業務プロセス等には開示すべき重要な不備が存在しているが、会社は社内調査を行い、その結果特定した必要な修正はすべて財務諸表及び連結財務諸表に反映している。

これによる財務諸表監査に及ぼす影響はない。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月24日

ネットワンシステムズ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三澤 幸之助 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村上 淳 印

限定付適正意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているネットワンシステムズ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の比較情報に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ネットワンシステムズ株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

限定付適正意見の根拠

当監査法人は、前事業年度の財務諸表に修正が必要かどうか判断することができず、前事業年度の財務諸表に対して限定付適正意見を表明している。当該事項が当事業年度の数値と対応数値の比較可能性に影響を及ぼす可能性があるため、当事業年度の財務諸表に対して限定付適正意見を表明している。この影響は、前事業年度の財務諸表の売上原価147百万円である。したがって、財務諸表に及ぼす影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

機器商品群の売上高に係る収益認識

ネットワンシステムズ株式会社の当事業年度の損益計算書に計上されている売上高161,069百万円には、機器商品群の売上高が84,002百万円含まれている。監査上の主要な検討事項の内容、決定理由及び監査上の対応については、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（機器商品群の売上高に係る収益認識）と同一内容であるため、記載を省略している。

納品実体のない取引に関連する会計処理と開示

ネットワンシステムズ株式会社において2019年11月まで行われていた納品実体のない取引は過年度に遡及して取消処理され、注記事項（追加情報）の（不正取引に関する事項）で参照されている連結財務諸表の注記事項（追加情報）に記載されているとおり、当該不正取引を取消処理したことで生じた貸方残高5,553百万円は債務として、当事業年度末の貸借対照表の流動負債の「その他」に計上されている。監査上の主要な検討事項の内容、決定理由及び監査上の対応については、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（納品実体のない取引に関連する会計処理と開示）と同一内容であるため、記載を省略している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。